

細川内閣期における政治改革の研究

吉 田 健 一

はじめに — 本稿の目的 —

1. 1993年総選挙前の動き — 連立協議の開始 —
2. 「並立制」推進での野党7党合意と細川連立政権の誕生
3. 政党制をめぐる考え方の相違 — 二大政党制か多党制か —
4. 社会党内の路線闘争 — 並立制への是非をめぐって —
5. 連立与党と自民党の攻防
6. 政治改革法案の修正と与野党合意
7. 参議院での法案否決から細川・河野合意へ

おわりに — 細川内閣期における政治改革論議とは何だったのか —

はじめに — 本稿の目的 —

本稿は細川内閣期における政治改革に関する政治過程と当時の議論を追うものである。宮沢内閣は政治改革に対する失敗の責任を追及され、1993年6月18日、野党によって不信任案を提出された。野党の提出した内閣不信任案は自民党の羽田・小沢派が賛成したことにより可決され、宮沢は衆院解散に踏み切った¹。この結果、93年7月18日、第40回衆院議員総選挙が行われたが、この選挙で自民党は過半数を割り込んだ²。この総選挙の主要政党の獲得議席は、自民党223、社会党70、新生党55、公明党51、日本新党35、民社党15、新党さきがけ13、社民連4、共産党15議席であった。

自民党は223議席を獲得したものの、解散直後に羽田・小沢の新生党と武村正義を代表とする新党さきがけが結成され、議席が大幅に減った状況で総選挙

¹ この解散は宮沢首相がテレビで評論家の田原総一郎に自分の手で政治改革をなし遂げると明言したにも関わらず、それが出来なかったことから「嘘つき解散」と呼ばれることとなった。

² この時の衆議院議員の定数は511。自民党は223議席に留まり過半数を割り込んだ。

を闘った。この結果、自民党は過半数を失った。選挙後、しばらくの間は次期政権をめぐる水面下での与野党の交渉が行われた。しかし、自民党との連立に可能性を残していた新党さきがけが自民党との連立ではなく、(当時の)野党による連立政権への参加に舵を切ったことによって、7党8会派による細川連立政権の誕生が1993年7月25日に確実となった。

この7党8会派による連立政権樹立の中心的な人物は新生党代表幹事になっていた小沢一郎であった。小沢は首相(候補)に連立政権を組む政党では第4勢力に過ぎない日本新党代表細川護熙を担ぎ出した³。この連立政権に参加を決めた政党及び会派は議席順に日本社会党、新生党、公明党、日本新党、民社党、新党さきがけ、社会民主連合、連合参議院であった。連合参議院だけは政党ではなく参議院内の院内会派であった。

小沢が第4勢力の代表に過ぎなかった細川を首相として担いだのは、細川のイメージの良さもあったが、他の3政党の党首はそれぞれに首相にするには難があったという面もあった。連立政権を構成する政党の中では社会党が最大勢力ではあったものの、社会党は選挙前に比較して議席を66議席も減らし、山花委員長は責任を問われていた。事実、この後、山花は社会党委員長を辞任することになる⁴。連立政権を構成する政党では最大勢力であるといっても、歴史的な大敗北を喫した山花には首相になる資格はなかった。

第2党は新生党であり、選挙では55議席を獲得したが⁵、新生党の党首羽田のバックには事実上の最高権力者小沢がいるということが広く知られている状況で、羽田の首相就任は権力の二重構造をあからさまに意識させられるものであり、羽田も首相になるには違和感があった。第3党の公明党は創価学会が母体の宗教政党であったから、党首の石田委員長が首相になることには違和感が

³ 小沢が細川を担いだことは小沢自身の証言(五百旗頭ら編『90年代の証言 小沢一郎』p. 115)にも細川の証言(佐々木編『政治改革 1800日の真実』p. 208)にもある。小沢は羽田首班での連立を呼びかけると、細川は乗ってこないと考えており、連立政権を樹立するには、細川を首班とするしかないと考えていた。

⁴ 山花の後は、村山富市が委員長となる。皮肉なことに社会党は総選挙で大敗を喫した後に、政権に参加し与党になり、山花は政治改革担当相として入閣する。だが、選挙で議席を約半減(66議席減の70議席)させた山花には、社会党内における指導力は全く残ってなかった。

⁵ 新生党の55議席は選挙前から19議席も上積みした議席数。

強かったし、そもそも公明党から首相が出るなどということは誰も考えようがなかった。

その点、細川は第4党の党首ではあったものの、さわやかなイメージと時代の変わり目を象徴する人物として首相には最も相応しい人物と目された。議会内の最大勢力の党首が首相に就任するというこれまでの慣習から考えれば多少の違和感があったものの、細川の登場は広く国民に新しい政治の幕開けを印象付けるものとなったことは確かであった。

細川率いる日本新党はこの選挙で35議席を獲得したが、当選者は全て新人議員だった。これも国民に大きなインパクトを与えた。当選3回程度の若手議員が主体であった新党さきがけにしても、自民党経世会の内部分裂によって誕生した新生党にしても、既存の政治家が自民党を割ったことに違いがなかった。これに対して日本新党の特徴は、これまで自民党にも社会党にも属したことのなかった、手垢の付いていない若者を大量に擁立し当選させたことであった⁶。

細川内閣は、過去5年間にわたって日本政治の懸案であった政治改革を一応は成就させた。リクルート事件をきっかけに竹下元首相が宣言して始まった政治改革は竹下、宇野、海部、宮沢という4代の自民政権ではことごとく失敗に終わってきていた。だが、この政治改革を推進していた小沢・羽田が自民党を離党し、93年7月の総選挙後に55年体制時の野党勢力（共産党を除く）と連立を組んだ細川連立内閣において選挙制度改革と政治資金規正法の改正を中心とする政治改革は、一応、成就することとなった。

本稿は細川内閣時の政治過程を見て行くものであるが、以下の問いを設定したい。まず第1に、細川内閣で「政治改革」がついに成就した理由は何かを考えたい。細川は元々、小沢と同じ小選挙区論者でもなかったし、二大政党論者でもなかった⁷。しかし、結局、細川は小選挙区制を中心とする選挙制度改革を

⁶ 1993年の第40回総選挙の日本新党からの初当選組には、前原誠司、枝野幸男、海江田万里ら後の民主党政権の中樞の担うことになる議員が多数含まれていた。

⁷ 細川は著書の中でも小選挙区制の導入を唱えていたわけでもなく、首相在任中も、政党制については、「穏健な多党制」が望ましいとの考え方を明らかにする。小沢が『日本改造計画』（1993年）の中で明確に小選挙区制導入を唱え、二大政党制を主張しているのに対して、細川は『日本新党・責任ある変革』（1993年）の中で選挙制度改革には言及していないし、政界再編を起こすことまでは言及しているが、二大政党制を目指すべきとの主張はしていない。

成し遂げることになった。なぜ、このようなことになったのだろうか。

第2に細川連立政権の与党は、新生党、新党さきがけを除くと自民政権下の野党であった社会、公明、民社、社民連である。これらの自民政権下の野党、細川政権下での与党の選挙制度に対する考え方の変化が何故に起こったのかである。

拙稿「海部内閣期における政治改革の研究」(『法学論集』第49巻2号)や「宮沢内閣期における政治改革の研究」(『法学論集』第50巻2号)で明らかにしてきたように、小選挙区を中心とする選挙制度に終始一貫して反対したのは共産党だけであり、その他の野党(当時)は自民党の出してきた小選挙区比例代表並立制(海部3案の一つも並立制であったし、宮沢も最後は単純小選挙区制を撤回して並立制を提出した)には反対でも「併用制」までは飲んでいて、その意味においては「並立制」も「併用制」も小選挙区制であり、野党も広義の小選挙区制を飲む手前まではきていたということも言えるかもしれない。

しかし、「並立制」の本質が小選挙区制であり、最初に比例の得票数によって議席を決める「併用制」の本質が比例代表制であることを考えれば、「併用制」の主張から「並立制」容認への転換は非常に大きなことであった。何故、細川政権になって(自民政権時の)野党、細川政権時の与党となった各党は「並立制」を容認するに至ったのであろうか。これが第2の問いである。

なお、細川政権は1993年8月9日から1994年4月28日まで存続したが、本稿においては、政治改革関連法案について細川首相と河野自民党総裁が合意した94年1月末までを記述の対象とする。

最初に全体的な細川内閣期の特徴について説明しておきたい。細川内閣はまさに政界再編によって誕生した政権であった。だが、政界再編は細川内閣期に始まったばかりであり、この政権によってその後の政治勢力のあり方が固定化したわけではない。細川政権は政界再編の始まりの時期の政権であった。

海部内閣期に「水面下」で動き始めていた政界再編の動きは、宮沢内閣期に経世会の分裂や社会党内の変化などによって表に出る形となってきていた。また、1992年7月26日第16回参院議員通常選挙で日本新党が4議席獲得するなど、目に見える形で55年体制は揺らぎつつあった。

宮沢内閣期には当初は羽田孜が宮沢内閣の蔵相として入閣していたが、羽田・

小沢と宮沢の間の亀裂は徐々に明らかになった。1992年6月に経世会の後継をめぐって羽田・小沢が敗北して以降、羽田・小沢派は積極的に「政治改革」の旗を掲げて野党勢力との接触を重ねる。そして、羽田・小沢派は宮沢内閣不信任案に同調する。そして、不信任案可決の5日後、93年6月23日、ついに自民党は分裂した⁸。

細川政権とそれまでの海部・宮沢政権との決定的な違いは、政権の担い手、つまり与党が変わったということであったが、政治改革論議という部分に着目すれば、それまで自民党内にいた小沢が自民党を飛び出し、自民政権時の野党と組み、政権の中枢に復帰したということであった。

小沢は海部内閣期には積極的に小選挙区制の導入を試みたが、1991年4月の都知事選敗北の責任を取って幹事長を辞任してからは一線を引いていた。そして宮沢政権下でも羽田が積極的に政治改革を唱えてはいたが、小沢自身が宮沢政権の要職について小選挙区制を推進したということはなかった。

この視点から見ると、細川政権は海部内閣期の前半以来、小沢が政権運営の中心に座った政権だったということがいえる⁹。従来、この視点はなかったように思われるのだが、後藤田正晴とは別の論理だったとしても、最初に自民党内で小選挙区制の導入を積極的に唱え始めたのが海部内閣期の小沢であった。

細川政権は自民党から55年体制下の野党に政権が移った政権だが、小選挙区制導入に最も強い意欲を示していた小沢が海部政権以来、政権運営の中心に収まった政権であったということがいえる。そして、細川連立政権の各与党は結局、従来の政敵であった小沢の持論をそのまま実行するという事になったのであった。

⁸ 1976年に河野洋平らが、ロッキード事件に象徴される自民党の体質を批判して新自由クラブを結成したように自民党も分裂したことはあったが、ここまで大規模なものではなかった。

⁹ 小沢は海部内閣期に自民党幹事長を務め、積極的に小選挙区制を導入するために海部に発破をかけた。しかし、1991年4月に自民党幹事長辞任後はやや動きが鈍くなる。宮沢政権時期も、小選挙区制導入には熱心であったが、海部内閣期のように、宮沢に圧力をかけることはなかった。宮沢内閣期には、金丸失脚による経世会の分裂騒動が起こり、派閥闘争が激化した。細川政権下での小沢は、派閥後継闘争に敗れた後、自民党を離党し、その後、非自民政権を樹立するという大きな出来事をへて、海部政権下での自民党幹事長という立場とは異なった立場で、政権の実質的な最高実力者となった。

筆者は、厳密に言えば宮沢内閣期の「政治改革」は3つのレベルがあったと考えていることは既に拙稿「宮沢内閣期における政治改革の研究」(『法学論集』第50巻2号)で述べた。最も上のレベルのものは、広義の「政治改革」である。そして、次のレベルは、海部内閣期に提出された「政治改革関連3法案」そのもののことである。この背景にあった「思想」は後藤田の『政治改革大綱』であり、「第8次選挙制度審議会答申」である。そして、もう一段低いレベルの「政治改革」は「関連3法案」から「選挙制度改革」を引いたものであった。

この「政治改革」の意味するものは細川内閣期になるとかなり変化していた。細川自身が政治改革を唱えて政界に新風を巻き起こしたように、この時の「改革」とは、選挙制度改革を超えた、もっと大きな構造的な改革を意味するものであると多くの国民も意識をし始めていた。細川内閣には首相になった細川、実質的な最高実力者小沢の他に武村も参加していたが¹⁰、この3人はそれぞれに、著書でポスト55年体制の日本の国際社会での立ち位置や内政の改革についての持論を示していた¹¹。

このために、制度疲労を起していた自民党と社会党¹²による55年体制対して新しい政治が始まったとのイメージは国民にかなり浸透しており、細川内閣は高支持率でスタートすることとなった¹³。しかし、改革の内実ははっきりしておらず、目に見える「政治改革」とは、結局のところ、細川内閣でも選挙制度改革の問題に矮小化された。本稿ではこの過程を丹念に確認して行きたい。

¹⁰ 武村正義も自民党時代から「ユートピア政治研究会」というグループを結成するなど「改革派」ではあった。だが、武村と小沢には自民党時代には接点はなく、またこの二人は政治的にも肌合いが合わなかった。小沢が自民党中央の田中派の系列であったに対し、自治官僚から滋賀県知事を経て国会議員になった武村は、系譜的には後藤田に近い人物であった。

¹¹ 小沢には『日本改造計画』(1993年)、細川には『日本新党・責任ある変革』(1993年)、武村には『小さくともキラリと光る国・日本』(1994年)という著書がある。それぞれに90年代の初頭において、ポスト55年体制を視野に入れた日本の立ち位置についての主張を明らかにしている。なお、武村の著書はこの時点(93年6月)ではまだ刊行されていなかった。

¹² 社会党は1992年の都議選、93年の総選挙と、これまでになかった大敗北を喫し、党勢の建て直しどころではないくらいに深刻な状況にあった。93年総選挙の結果、社会党は、自らは大敗したにも関わらず与党になり政権の一角を担うという状況になったが、この矛盾した状況を受け入れたことが、また社会党を苦しめていくこととなる。

¹³ 例えば、1993年9月8日付『朝日新聞』の世論調査結果では細川内閣の支持率は71%に上り、これは、これまで最高だった田中内閣の発足時を大きく上回るものであった。

なお、細川内閣期の政治過程についての先行研究としては、佐々木毅編『政治改革 1800日の真実』の中の岩井奉信「細川内閣」(pp. 151-206)がある。この論文は宮沢内閣への不信任案の可決から、細川、羽田政権の崩壊と村山政権の誕生までの事実を追っている。筆者は本稿の執筆にあたっては、事実関係の記述に際してこの論文は参考にしていない。

岩井による「細川内閣」は、淡々と歴史的な事実を記述したもので、さほど特定の価値観に基づくものではない。だが、「自社さの連立政権の誕生は、武村のさきがけを除けば、その中枢が自民党や社会党の政治改革に対する慎重派が占めていたため」(佐々木編『政治改革 1800日の真実』p. 203)との記述があるように、この本全体を貫いている、自民党、社会党の中の選挙制度改革へ批判的だった勢力全体を守旧派とし、小沢、武村、細川ら、保守勢力の中から出た非自民勢力を改革派と評価する価値観を反映したものとなっている。

そもそも、小選挙区制の導入を意図した者達が何を意図していた自体を問うことなく、小選挙区制導入(選挙制度改革)に熱心だったものを政治改革全体における「改革派」とする歴史観自体が、批判されるべきものであるというのが本稿における筆者の立場であるが、この「細川内閣」も、選挙制度改革に熱心であった者を評価し、そうでなかったものに批判的だという立場から書かれたものがある。

1. 1993年総選挙前の動き — 連立協議の開始 —

細川連立政権が1993年7月の総選挙の結果を受けて発足したことは、よく知られていることであるが、実は非自民連立政権を模索する動きは、すでに選挙前に始まっていた。社会党を中心とする野党が宮沢内閣に対して提出した不信任案に同調し、自民党を割った当時の羽田・小沢が新生党を結成したのは、1993年6月23日であった。党首には羽田孜が就任し、代表幹事には事実上の指導者小沢一郎が就任した。

また、武村正義を代表とする新党さきがけは、同じく1993年6月21日に結成された。自民党を割って結成された保守2新党は、総選挙前に野党との交渉を始めていた。しかし、新生党(羽田・小沢)と新党さきがけ(武村)とは既存野党との距離の取り方において、少し差異が見られた。

まず、総選挙後、「連立政権」を樹立することが新生党と社会、公明、民社の4党間で合意された。これに対して、日本新党と新党さきがけは、距離をおいてこの動きを見守るという態度をとった（朝日1993. 6. 25）。

また、選挙後の連立政権が現実味を増してくるなかで、社会党内では、小沢を中心とする新生党と組むことへの反発も起こり始めていた（朝日1993. 6. 25）。これはいくら羽田・小沢の新生党が「非自民改革派」を標榜しようとも、元は田中派・竹下派の中枢にいた新生党勢力を単純に「非自民」とは見なせないという考え方が社会党内には、特に左派を中心として根強くあったからである。

この頃には既に野党党首からは、選挙後の政界再編についての発言も積極的になされていた。社民連代表の江田五月は選挙後に野党再編が必要との見解を示し（朝日1993. 6. 25）、また、さきがけの武村は将来的には二大勢力の誕生が理想だとの見解を示していた（朝日1993. 6. 26）。

江田は、選挙後の見通しについて、新聞紙上のインタビューで以下のように発言している（朝日1993. 6. 25）。

（前略）

—— 社民連の役割は終わったのですか。

江田：選挙後に野党も再編成し、新党的脱皮を図る。これは不可避だ。

—— 社会党は解体ですか。

江田：一番問われるのは社会主義からの脱却だ。連立政権を運営していく過程で、いろんな意見が出て、協力するわけにはいかないという争いが出てくるかと思う。そういう人はどうぞ政権から退いて下さい、というしかない。

—— 政権はかなり間近にありますか。

江田：まだ楽観していない。自民党はしたたかだし、陰謀もたくらむだろう。

—— 連立を目指す側に一番大切なことは。

江田：政権を取るためには、すべてのことを乗り越えようという意欲だ。

—— 野合になりませんか。

江田：違いがあるのに一緒に一つの仕事をするのが野合というなら、野合でいいじゃないかと思う。

この時期、最も勢いがあったのは、日本新党であった。1993年6月27日執行の東京都議会議員選挙では大躍進をとげることとなった¹⁴。6月末になると新生、社会、公明、民社、社民連の5党は、総選挙協力で合意した（朝日1993. 6. 28）。

この5野党党首の合意が総選挙後の連立政権につながっていく流れとなる。この5党の合意の特徴は小沢の主導する新生党と55年体制下の野党が先に連立政権樹立の合意をしたという部分であった。日本新党と新党さきがけは、自民党に対しては批判的であったが、小沢の主導する新生党とも微妙な距離を保っており、この時点で7党が選挙後の連立政権樹立の合意をしていたわけではなかった。

総選挙前の動きを見ると、野党連立による非自民政権の枠組みはまず、小沢の主導する新生党の側から作られ始めた。社会党は先の都議選において、敗北したが、それでも総選挙後の連立政権路線は維持された（朝日1993. 6. 28）。社会党の凋落ぶりは目を覆うものであり、都議選では改選前の35議席から21議席を減らし14議席にとどまり、勢力の減退は著しかった。社会党は、最早、非自民の批判票の受け皿とはなり得ない状況となっていた。

しかし、この状況下の社会党には、党内に様々な意見を内包しながらも、これまでから、自民党に代わりうる政権を目指してきたという建前からしても、野党連立政権を否定する論拠までは見当たらず、55年体制下での野党（公明、民社、社民連）に新生党を加えた5党は選挙後の連立政権樹立に合意をした。

野党5党が総選挙での協力と、選挙後の連立政権樹立の方向を目指すという流れの中で、社会党委員長の山花貞夫は連立政権の首相に意欲を示し始めていた（朝日1993. 6. 29）。ただし、社会党委員長の山花も新生党との連立を無条件に歓迎していたわけではなかった。

山花は、野党第1党の党首の立場から、選挙後の非自民連立政権樹立には合意したが、同時に新生党の小沢に「けじめ」も要求した（朝日1993. 6. 29）。ここで小沢が求められていた「けじめ」とは、竹下政権誕生前の皇民党

¹⁴ 日本新党の改選前議席は2議席だったが、公認候補だけで20人が当選。推薦候補も入れると27人が当選した。

事件¹⁵に対する疑惑や、巨額脱政治件で逮捕された金丸前自民党副総裁との関係などについてであった。

歴史的な政権交代をもたらすこととなった93年の総選挙であったが、選挙直前の時期の野党にも大きくは3つの立場があった。より大きく見れば、選挙後の連立政権樹立に合意した社会、新生、公明、民社、社民連の5党と自民党とも非自民勢力とも距離をおいていた日本新党とさきがけに分けることもできる。この構図は、実際には、より選挙中にはっきりとしてくることとなった。

だが、実はこの連立に合意した5党の中の社会党と新生党を含むその他の4党との距離にも微妙なものがあつた。また社会党も新生党もそれぞれに問題を抱えていた。このことは、選挙中にははっきりしなかったが、実は細川政権が発足した後に、顕在化してくる問題でもあつた。性格の全く異なるこの二つの政党が内在的に抱えていた問題は次のようなものであつた。

社会党の抱えていた問題は、党内に未だに一定数の左派勢力を抱えていたこと、そして、都議会議員選挙の結果に明確にあらわれたように、最早、社会党が自民党に批判的な有権者の投票先とはならない状況が明確になってきていたことであつた。この傾向は土井ブームが去った後、顕著になっていた。

この後の総選挙でも社会党は敗北し、連立政権に入閣した山花は自党の党首を辞任するというにつながっていくのだが、この時点でも自民党への批判が高まっても、社会党にそれに取って代わる政権樹立を有権者に期待されてはいないという状況は決定的なところまで来ていたのであつた。

一方、新生党の抱えていた問題は、いかに小沢が羽田を党首に立て、自民党批判を行い、改革派を標榜しても、小沢自身に付きまとう暗い影があつたということである。小沢については、ストレートに改革派というイメージが有権者に浸透しなかつた。自民政権下—竹下、宇野、海部、宮沢政権—で、権力の中枢にいた小沢への強権的なイメージは、自民党を離党したからといって、短期間では払拭されなかつたからであつた。

¹⁵ 香川県の右翼団体「皇民党」が、竹下が自民党総裁選挙に名乗りを上げた時期、いわゆる、ほめ殺しという街宣活動をした。これを中止させるために、竹下は暴力団稲川会の力を借りたといわれる疑惑事件。これに小沢も関与していたのではないかとの疑惑が持たれていた。また、小沢は逮捕された自民党前副総裁金丸の直系であつたことから、金丸との関係についても説明責任が求められていた。

そして、この社会党自身が抱える問題と、小沢の抱える体質に起因する問題は、次の細川政権が短命に終わった理由にもつながっていく。だが、55年体制を終わらせようとするという点でのみ一致していた野党各党は、この時点で、各々の政党の抱えるこの問題を表には出さないように努め、メディアの中にも敢えてそこはあまり批判的には報道しない動きもあった¹⁶。

細川政権では、左派を抱えていることから、その他の連立与党に馴染みきれなかった社会党だけが意思決定の中心から外され、また、一方、強引な小沢の政権運営への批判が「さきがけ」の武村との間に確執を生むことになるのだが、その芽は既にこの時期にあったともいえるだろう。

2. 「並立制」推進での野党7党合意と細川連立政権の誕生

戦後政治史に残ることとなる政権交代の引き金となった第40回衆院議員総選挙が、1993年7月に執行された。選挙前に、日本新党代表の細川は、新党さきがけとの合流を表明した（朝日1993. 7. 1）。7月4日、いよいよ衆院議員総選挙が公示された。だが、選挙前には選挙後の政権がどのような枠組みになるのかは、有権者にとっては、全く不透明であった¹⁷。

既に野党5党は選挙後の連立政権樹立を目指すことで合意はしていたが、細川は自民党との連立にも含みを残したからであった（朝日1993. 7. 4）。この選挙は具体的な政策争点についての賛否が問われた選挙ではなかった。政治改革はどの党も訴えていたので、明確な争点とはなっていなかった。

宮沢政権は政治改革の失敗の責任を問われて、内閣不信任案が自民党の造反議員の賛成によって可決されたのだが、自民党本体も、政治改革の旗を降ろし

¹⁶ 細川政権の発足後、いわゆる「椿発言事件」が問題となった。椿事件は、テレビ朝日報道局長の椿貞良の発言に端を発する政治的偏向報道が疑われた事件。椿が選挙中、自民党に不利な報道をすることを社内に指示したとされた事件。椿はこれを選挙後、否定したが、メディアの中に55年体制を崩壊させる方向での報道がなされたとの疑惑は残った。

¹⁷ 改革派か守旧派かという漠然とした対立軸はあったもの、明確な政策的な争点はなかった。宮沢の政治改革への失敗が自民党分裂につながったという面から、分裂して結党された新生党、新党さきがけと先に結党されていた日本新党は追い風を受けていた。敢えていえば、55年体制の主役であった自民党と社会党の全体が「守旧派」であり、新党が「改革派」であるというイメージが先行した選挙であった。

たわけではなかった。この選挙では政界再編がすでに争点となっていた。その意味においては、過去の衆院総選挙とは性格を異にする選挙であった。

社会党委員長の山花は連立政権の軸を指すと主張した（毎日1993. 7. 6）。これに対して自民党の梶山は「改革は腐敗防止を最優先」すべきとの宮沢政権末期の主張を繰り返した（毎日1993. 7. 6）。自民党内でも、宮沢政権が政治改革に失敗した後、今後の党内論議をどの方向でまとめるかは、まだ十分に議論されてはいなかったのであった。

選挙戦は日本新党、新生党、新党さきがけの保守3新党が有利に進めていった。選挙中にも選挙後の政権の枠組みをめぐる発言がなされた。さきがけと日本新党は、選挙結果の如何に関わらず、連立政権には参加しないとの考え方を表明した（読売1993. 7. 11）。日本新党の細川とさきがけの武村は共同歩調をとっていた。これは一言でいうならば、自民党と距離をとりつつも、新党の中で、竹下派の中核から分裂した新生党とは性格を異にするということの有権者にアピールするものであった。

また、特に日本新党は既存の政党全体から成る55年体制を批判していたことから、社会、公明、民社などの野党とも距離をおいていた。選挙中も政治改革論議—その実際は選挙制度改革が中心であったが—は続いており、自民党内では「並立制」を軸に調整する機運が盛り上がってきた（読売1993. 7. 13）。そもそも、「並立制」は海部内閣期の自民党案であったが、その後、自民党は宮沢内閣期に一度、単純小選挙区制に舵を切り、その後、また宮沢が政権末期になって「並立制」に戻すという経緯があった¹⁸。

この時期、自民党内には単純小選挙区制論者から、中選挙区制を維持すべきとの考え方まで、まだ幅があり党の考え方が統一されていたわけではなかったが、再び現実的な妥協案として「並立制」が全面にでてきた。自民党にとつ

¹⁸ 宮沢内閣期の自民党内での選挙改革論議は二転三転した。そもそも、海部政権を引き継いだ宮沢政権は、海部政権で廃案となった並立制を軸に議論を始めた。だが、宮沢時代、自民党は途中で単純小選挙区制へと方針転換した。しかし、宮沢首相自身が積極的な小選挙区論者ではなかった。結局、宮沢はまた並立制を提案することになった。だが、これも党内の多数派の賛同を得られず、梶山幹事長との会談によって、宮沢は政治改革法案の成立を断念した。これに反発する羽田・小沢らが社会党などの出した不信任案に賛成するという事になった。

ては、「並立制」は海部内閣期に国会に提出した制度でもあるので、比較的合意を得やすい制度となってきた。

歴史的には戦後の日本政治を規定してきた55年体制は、93年総選挙の結果によって崩壊したとされている。だが、この選挙の時点ですでに55年体制の終焉は始まっていた。その証拠に、国民世論も政界再編に6割以上が期待し始めていた（毎日1993. 7. 15）。つまり、選挙後も自民党、社会党中心の政治が続くことを望む有権者は少数派になっていたのであった。

政治家にとっても国民、有権者にとっても、この選挙は政治改革— 具体的には選挙制度改革— についての是非を問うものではなく、政界再編後の日本政治のありようをどう考えるかというものになってきていた。この点で考えると、この時期の政治改革論議は、海部内閣期や宮沢内閣期とは完全に性格を異にしていた。有権者の関心も選挙制度改革への賛否というよりは、戦後の自社体制を存続させるのか崩壊させるのかに移っていたのであった。

そのような中で、選挙後の政権構想は3極化してきつつあった（毎日1993. 7. 15）。当初は自民政権の存続か非自民連立政権の誕生かという対立構図で見られていたが、日本新党とさきがけが中立宣言をしたことにより、仮に選挙の結果、野党勢力の合計が自民党の議席を上回ったとしても、日本新党とさきがけが非自民陣営の連立政権に不参加を決めた場合、自民党少数政権の可能性も出てきていたのだった。

この構図がはっきりしてきたのは、選挙戦に入ってから細川と武村の中立の合意によるが、先に見たように、日本新党とさきがけは、選挙前から新生党と社会党及び他の3党の5党とのグループとは距離をおいていた。これは、細川と武村が非自民でありながらも、小沢との距離を保っていたということが理由であった。

7月18日、衆院選の投開票が行われ、翌日に結果が判明した。この選挙の結果、ついに55年体制は崩壊した。新生党、日本新党、新党さきがけの保守3新党が躍進し、自民党は現状維持、社会党が惨敗という結果であった¹⁹。

¹⁹ 主要政党の獲得議席は、自民党223、社会党70、新生党55、公明党51、日本新党35、民社党15、新党さきがけ13、社民連4、共産党15議席であった。

自民党は、選挙前と比較すると現状維持ではあったが、これは、当然ながら、解散直後、自民党を割り新生党、新党さきがけを結成した議員を入れず、自民党公認として選挙を闘った候補者に限定した議席数であった。現状維持ではあったが、宮沢内閣期の与党であった時点での自民党の議席と比較するならば、自民党は大幅に議席を減らしたという印象を与えるものであった。

選挙の結果は、社会党の一人負けとも言えるべきものであり、社会党内では党内対立が激化し、山花路線への責任追及が始まった（読売1993. 7. 19）。選挙の翌日から連立への模索が始まった。世論調査では非自民連立政権を望む声が大勢となった（毎日1993. 7. 20）²⁰。選挙期間中に明らかになっていた、有権者国民の55年体制への不信感選挙後もはっきりとしており、自民党中心の政権の存続を望む世論は少数派となった。

このような状況の中、主導権をとって積極的に動き始めたのは、日本新党と新党さきがけであった。この両党は選挙中、自民にも非自民にも与しないと宣言していた。だが、選挙後、両党は選挙制度改革について「並立制」を軸に政策案を出した（朝日1993. 7. 20）。社会党委員長山花は連立政権に参加する意思を表明し、失敗した時は責任をとって辞任する意向を明らかにした（読売1993. 7. 21）。この時点では社会党内では選挙制度改革についての議論は詰められていなかったのだが、山花は先に連立への参加を決めたのであった。

自民党内でも日本新党、さきがけと連立を模索する動きはあったが、日本新党とさきがけは、非自民グループとの協議を先行させることとなった（読売1993. 7. 22）。これは世論調査の結果、非自民連立政権の誕生を望む有権者が多数であることが判明したからゆえの行動であった。そして、日本新党代表の細川は、首班指名では「非自民」勢力に投票することを表明した（毎日1993. 7. 23）。この結果、非自民連立政権の誕生が現実味を帯びてきた。

日本新党とさきがけは、「政治改革政権」を提唱することとなった（毎日1993. 7. 24）。この結果、選挙中から選挙結果判明後も、自民党と野党（社会、新生、

²⁰ 例えば、1993年7月22日『毎日新聞』によれば、毎日新聞の電話調査の結果、連立政権を望む声が大勢となっていた。自民党が軸の連立か野党が軸の連立かでは、支持者によつての違いはあったが、自民党支持者ですらも自民党単独政権の存続を望む声は9.8%と少数だったとの結果が出ている。

公明、民社、社民連)の両方の勢力と等距離をとってきた日本新党とさきがけが次期政権作りにおいて主導権を取る状況となってきた。日本新党と新党さきがけの呼びかけに対して、野党5党は選挙制度改革において、「並立制」の導入を目指すことで一致した。

この結果、日本新党と新党さきがけを含め、非自民の野党7党が並立制の導入で一致することとなった(朝日1993. 7. 24)。つまり、この時点で、細川連立政権の与党となる政党—この時点での野党—は全て「並立制」導入で一致をした。しかし、社会党だけは、党内世論は実際には一本化してはいなかった。社会党内で連立政権への参加を進めるグループは、党内の並立制の反対派(左派)への説得を急ぎ始めた(朝日1993. 7. 24)。説得が不調に終われば、社会党の連立政権入りも困難となるからであった。

社会党内には、並立制であっても、小選挙区制を軸とする選挙制度改革には、反対する勢力(特に左派)が一定の勢力を保っていたが、一方においては、山花執行部は見切り発車する形で、連立参加への協議も進めていた。そして、ついに、連立協議が進む中で、社会党も非自民政権参加への最終調整を始めることとなった。

一方、野党側で連立協議と並行して、並立制への合意がなされる中で、自民党内にも並立制容認論が出始めた(毎日1993. 7. 26)。野党間で連立協議が行われる中で、日本新党とさきがけの政治改革案をまず新生党が受け入れることとなった。

だが、社会党内にはこの時点でも慎重論が続出した(毎日1993. 7. 26)。社会党内には連立政権の参加への反対というより、政権参加の条件が「並立制」への合意という部分に大きな抵抗感があったのである。いうまでもなく、小選挙区制の導入は、社会党の存続を困難にさせるのではないかという危機感が左派を中心に根強くあったからである。

しかし、反対派を内部に抱えつつも社会党山花執行部は、選挙前から連立政権への参加を決めており、党内の並立制反対の声を押し切る形で、並立制容認へと舵を切って行った。その結果、野党5党がほぼ並立制容認で足並みが揃ったことによって、日本新党とさきがけは、非自民政権への参加固めた(読売1993. 7. 26)。自民党が政権を失うことが、この時点でついに決定的となっ

たのだった。

非自民野党5党が「連立」に態勢を固める中で、社会党も「並立制」を受け入れることとなった（毎日1993. 7. 27）。社会党は結果として、政権への参加を最優先したのであった。だが、この時点で非自民政権の首相候補がはっきりと決まっているわけではなかった。野党第1党の党首は社会党の山花であったが、山花は選挙に敗れ自身の党の勢力を大幅に後退させた責任を社会党内で問われていたので、首相候補とは見なされなかった。

当初は新生党党首の羽田が最も有力を見なされていたのだが、日本新党代表の細川の名前が浮上し、細川が首相候補になることが固まった（毎日1993. 7. 29）。統一首相候補となった細川は、9月に政治改革国会を開き、10月に政治改革本案の成立を目指すと表明した。

野党になることが確定的になった自民党は、新総裁に河野洋平を選出した（毎日1993. 7. 31）。自民党の総裁選挙は元副総理の渡辺美智雄と河野の間で争われたが、河野が圧勝した²¹。

3. 政党制をめぐる考え方の相違 — 二大政党制か多党制か —

自民党新総裁に選出された河野は、選挙制度改革について、並立制の導入に強い決意を示した（毎日1993. 8. 1 毎日）。連立政権への陣容についての議論が進む中で、新しい衆議院議長には、元社会党委員長の土井たか子の就任が決まった（毎日1993. 8. 1）。そして、1993年8月6日夜、日本新党代表細川護熙が第79代内閣総理大臣に指名された。

第127特別国会は8月5日に召集されたが、非自民非共産の5会派と自民党の折衝に時間がかかり、議長選出から時間がかかり、細川の首相指名は国会召集の翌日に持ち越された²²。細川政権の与党は7党であったが、参議院の会派「連合参議院」を加えた7党1会派（8会派）が与党勢力となった²³。

²¹ 両議院議員総会で、衆参両院議員と都道府県代表47人によって投票が行われ、河野が208票、渡辺が159票という結果であった。

²² 議長指名選挙や会期問題で非自民非共産の5会派と自民党との協議が難航。8月5日中に首相指名ができないという異例の事態になった。

²³ 細川内閣の与党会派は、社会党、新生党、公明党、日本新党、民社党、新党さきがけ、社民連の7党に政党ではない参議院の会派「連合参議院」を加えた勢力となった。7党

細川内閣の陣容が固まったのは、細川の首相指名から2日後の8月8日であった。細川は政治改革の担当には特命の担当相を設け、新設の政治改担当相には社会党委員長の花山が就任することが決まった。

また政治改革を所管する自治相にも同じく社会党の佐藤観樹が就任することとなった。細川内閣においては、政治改革は、最も並立制に慎重派の多かった社会党のコンビが担当することとなった(読売1993. 8. 10)。新内閣の組閣は、社会党を除く与党で議席の多かった新生党が中心となった。事実上、小沢が閣僚人事の人選において、指導力を発揮した。細川連立内閣は93年8月9日午後11時に皇居で認証式を受け正式にスタートした²⁴。

新首相に就任した細川は初閣議で政治改革に総力を挙げることを宣言した(読売1993. 8. 10)。細川内閣の最重要課題はいうまでもなく選挙制度改革を中心とする政治改革であった。1993年8月10日、新生党、日本新党、新党さきがけの3党は、小選挙区250、比例250の並立制で合意し、細川は、政治改革について、年内に法案が不成立なら責任をとると初会見で明言した(読売、毎日1993. 8. 11)。これは、細川としても選挙直後に自らが「政治改革政権」と呼びかけた経緯からしても当然の発言ではあった。

細川の決意表明を受けて、連立政権は政治改革法案の骨子作りに着手した(読売1993. 8. 11)。山花政治改革担当相は、区割りに関しては第三者機関に任せるとの見解を示す(毎日1993. 8. 12)。だが、選挙制度改革に関して、与党内部での違いが表面化してきた。公明党の書記長市川雄一は、小選挙区300、比例代表200の1票制を主張し始めた。これに対して社会党などは小選挙区250、比例代表250の2票制を主張する方針を固めた(毎日1993. 8. 12夕刊)。与党内で微妙な差が出たのは、連立合意の時点では、そこまで詰めた議論が行われていなかったからであった。

このように連立与党内で並立制の中での小選挙区と比例代表の割り振りにつ

からはいずれも党首が入閣し閣僚となったが、連合参議院からは入閣者はいなかった。
²⁴ 主要閣僚は、羽田外相(新生党党首)、藤井蔵相(新生党)、武村官房長官(さきがけ代表)、山花政治改革担当相(社会党委員長)、大内厚相(民社党委員長)、石田総務庁長官(公明党委員長)、江田科技庁長官(社民連代表)らであった。民間から三ヶ月法相、赤松文相などが入閣した。特徴は連立各党の党首が全員入閣したことと、主要閣僚には新生党議員が就いたことだった。

いての意見が異なる状況となる中、社会党の山花は党委員長の辞意を表明した（読売夕刊1993. 8. 12）。これは先の総選挙での敗北の責任を取るためのものであった。当初、山花は委員長を続けるつもりで、辞任後、委員長選に再出馬する予定であった（毎日夕刊1993. 8. 12）。だが、山花は辞任直後、再選断念へと追い込まれて行くこととなる。これは、この後のことだが、総選挙の敗北後の山花の路線 — 並立制を飲むことよっての連立政権への参加という一連の流れ — は社会党の大勢から支持を得ているとは言い切れなかったからであった。

並立制導入では合意したものの、連立与党内で1票制か2票制かで意見に相違がみられる中、細川自身が1票制に否定的な見解を示した（読売1993. 8. 14）。首相の細川が2票制への理解を示したことで、この後、連立与党は2票制で合意する方向となって行く。

1票制は候補者への投票がそのまま、その候補者の所属する政党の得票になるのに対し、2票制は小選挙区と比例代表で有権者はそれぞれ投票するというものである。このような状況で社会党は選挙制度改革に関連し、並立制で2票とすることを主張することを決定した（読売1993. 8. 19）。社会党が2票制を決定したことによって、連立与党内でも2票制で合意する流れができてきた。1票制を主張していた公明党の石田委員長も柔軟姿勢に転換したことによって大きな流れができた（毎日夕刊1993. 8. 20）。

与党内が並立制2票制の流れになってくる中で、自党内も2票制が大勢となってきた。総裁の河野も自民党案は2票制を基本とするとの考えを示した（朝日1993. 8. 20）。連立与党内でも当初、1票制を主張していた公明党が2票制の受け入れたのは、社会党の事情に配慮したからであった（毎日1993. 8. 21）。つまり、ただでさえ、並立制にも異論を唱える議員を抱えていた社会党の譲れる線は2票制までであったからである。

1993年8月下旬は、選挙制度改革案の与野党の調整がヤマ場を迎えた。8月23日、細川は首相就任後、初の所信表明演説を行った。「質実剛健国家」を目指すべき国家とした細川であったが、政治改革に関しては、年内に断行することを表明した（読売夕刊1993. 8. 23）。連立政権の政策は見えないとの批判も受けていたが、細川は政治改革を強調した。

この時期、連立与党内で早速、いくつかの問題が表面化した。官房長官に就任していた「さきがけ」の武村と与党の最高実力者になっていた新生党代表幹事の小沢の間に確執が起こりつつあった。発端は選挙制度改革に対する違いであったが、これは、政界再編への戦略の違いに端を発するものであった（毎日1993. 8. 23）。この後、小沢と武村の確執は細川政権の屋台骨を揺るがすところまで行くのだが、この時期に最初の綻びが顕在化した。

また、社会党内も引き続き火種を抱えたままだった。連立政権への参加を決めた時点で並立制は党内で合意されていたが、まだ反対派が多く、代議士会で並立制が是認される方向となったのは8月の末であった（朝日1993. 8. 23）。細川政権の発足後も社会党内には、並立制の導入そのものへの反対者がかなりの割合でいたのであった。

そして、政権発足からまだ1ヶ月も経っていない、8月下旬、連立政権内でも、政界再編とその後の日本政治の政党制をめぐる議論について、明確な二つの考え方が存在することが明らかになってきた。首相の細川が二大政党路線には異論を唱え、小沢との差が明確になった（毎日1993. 8. 26）。そして、与党内最高実力者の小沢と細川首相、武村官房長官（新党さきがけ代表）の二人との間に思惑の違いが次第に明らかになって行く。しかし、これは政権発足後にここで初めて差異が見えただけであり、小沢と細川・武村の間には選挙前も選挙中も含めて、距離があったことは否めない事実であった。

連立政権内では、衆院の選挙制度改革については、並立制の2票制で決着することとなった。小選挙区の定数が250、比例代表の定数は250ということが決定された（読売1993. 8. 26）。政界再編をめぐる議論は細川政権の発足前後は表面化していなかったが、政界再編後は、穏健な多党制を理想とする細川とかねてからの二大政党論者である小沢との考え方の違いがはっきりしてきた。

相変わらず、社会党は火種を抱えていた。2票制には社会党の事情に配慮して公明党などが歩み寄ったのだが、並立制導入そのものへの異論が強かった。社会党の代議士会では、並立制への反対意見が続出することとなった（毎日1993. 8. 29）。この時期、社会党内部には二大政党制か多党制かという議論はなかった。

当時の社会党は勢力を減退させていたので、自分たちが二大政党の一角にな

れるという妄想はなくなっていた。当然、多党制を支持する声が多かったであろう。だが、この時期の社会党では党内で政権への距離をどう取るかで左右の対立が起こっていた。山花への批判者は多く、社会党は一枚岩ではなかったゆえに、再編論議においても、社会党全体としての戦略が固まっているわけではなかった。

一方、連立与党内での合意がなされたことによって一社会党内は決してまとまっていなかったものの、連立与党代表者会議では合意されたという意味で一、自民党内も2票制で合意する方向となった（読売1993. 8. 31）。そもそも、自民党では小沢・羽田らが離党する以前から、後藤田の『政治改革大綱』に始まった竹下及び宇野内閣期、海部内閣期から宮沢内閣期までに、相当な時間をかけて議論を続けていた。このため、並立制への反対者は減ってきていた。

細川連立政権が発足した1993年8月は、選挙制度改革について、連立与党内、または野党となった自民党も含めて大枠での合意が進んだ。最も大きな合意は、小選挙区比例代表並立制で連立与党が合意したことだった。そして、自民党も並立制でまとまった。そして、次の段階で並立制の中での1票制と2票制の意見の違いが連立与党内にあったが、これは連立与党内でも自民党内でも2票制でまとまった。

この部分だけに注目すると、細川政権の発足の月にすでに連立与党も自民党も殆ど全ての部分において合意したようにも見える。事実、この大枠での与党内の合意と自民党をも含む合意が、この月に進んだのは大きな出来事であった。これがこの後の細川・河野会談へともつながっていくこととなる。結論からいえば、この時期に共産党以外の政党は全て、並立制で合意をしたのであった。

だが、一方において、選挙制度改革後の政界再編についての思惑の違いがこの時期には次第にはっきりしてきた。これは二大政党を理想とするか、穏健な多党制を理想とするかの考え方の違いであった。二大政党論者の代表は小沢であり、小沢の盟友である新生党党首の羽田であった。羽田・小沢は一貫して海部内閣の頃から共同歩調をとってきているが、一貫してこの二人は二大政党制を主張していた。

一方、小沢によって首相の座に就くこととなった細川は小沢（羽田）とは考え方を異にしていた。細川は穏健な多党制を主張し、小沢のいう二大政党制を

理想とする考え方とは距離をおいていた。さらに「さきがけ」の代表で連立政権には官房長官で入閣していた武村も小沢の二大政党制には距離をおく発言をしていた。

また、野党再編を進める立場から社会党、民社党、社民連などの一本化を目指していた連合会長の山岸章も、再編は3大政党が望ましいとの考え方を示した（朝日1993. 8. 31）。政界再編をめぐる考え方の違い—つまりは、あるべき政党制への考え方の違い—は非常に大きな論点を含む問題だった。

だが、実際には政党制をめぐる議論は、この後、連立与党内でも自民党を含めた与野党間でも真剣には行われず、並立制の枠内で小選挙区と比例代表部分の定数の配分をどうするかという議論に矮小化されて行くこととなる²⁵。

4. 社会党内の路線闘争—並立制への是非をめぐって—

連立与党が選挙制度改革案について合意する中で、自民党案も明らかになった。自民党案も並立制で、総定数は471、小選挙区300、比例代表部分を171とするものであった。また、自民党政治改革本部では大勢は2票制を支持するものであったが、完全な意見集約まではできなかった（毎日1993. 9. 1）。自民党内では並立制の導入までは合意が得られていたが、細かい部分では、まだ意見が分かれていたのであった。

だが、間もなく、政治改革案について各党の案が出そろった。選挙制度改革案については、連立与党案は、小選挙区比例代表並立制で総定数が500、小選挙区が250、比例代表が250で、投票方式は2票制とするものであった。比例代表の単位は全国とするものであった。

²⁵ 定数配分の問題は、小選挙区の比率を高めるかどうかという問題であり、本質的には二大政党制を導き出す方向へ行くか、多党制を前提とするかという大きな論点があった。だが、この時期、政治改革後の政党制への意見は大別して、2つあったものの、積極的な議論が交わされたわけではなかった。この議論をすれば、自民党内よりもむしろ連立与党内での意見の違いが際立つという可能性があったからである。大別すれば二大政党論者が小沢で多党制論者が細川であった。社会党は当然、二大政党論には与していなかったものの、穏健な多党制を主張して、その立場から比例部分の比率を高めるという主張まではしなかった。政党制についての本質的な議論には発展せず、この後の過程では定数配分をどうするかという点のみでの駆け引きが与党の間で行われることとなっていった。

一方、自民党案は制度としては小選挙区比例代表並立制で連立与党案と同じであったが、総定数は471、小選挙区が300、比例代表を171とするものだった。投票方式は1票制で、比例代表の単位を都道府県とするものであった（毎日1993. 9. 3）。

この時点で連立与党も自民党も、多少の違いはあるもの、並立制導入という意味では合意をみたといって良い。連立与党案と自民党案は小選挙区比例代表並立制という制度の骨格部分では同じものとなっていたが、総定数や投票方式、比例代表の単位に違いがあった。

山花委員長の辞任による、社会党の委員長選挙が始まった。この社会党委員長選挙は、路線闘争の様相を呈した。元々、山花は辞任後、再出馬することを考えていたが、不出馬の意向を示した（毎日1993. 9. 3）。これは社会党内に山花への主導した路線と、選挙敗北への根強い批判があったからである。

山花が再出馬した時には、対立候補を模索する動きが出てきたことによって、山花は出馬断念に追い込まれた。9月8日なって、国会対策委員長の村山富市が出馬の意向を示した（朝日1993. 9. 9）。その前には参議院議員の久保亘が後継委員長として大勢となりつつあったので、村山と久保の間での調整が行われることとなった。

村山と久保の調整は難航した。そして、立候補受け付け直前まで様々な動きがあった。当初、9月9日が立候補の受け付け締めきりと決まっていたが、調整の遅れから、立候補締め切りを一日延期するという異例の事態となった（毎日1993. 9. 10）。社会党の委員長選挙はこれまでも常に右派と左派の路線闘争がなされてきたが、この選挙も路線闘争が背景にあった。この委員長選挙では、並立制への是非が争点となった。

委員長選挙の混乱の背景には、並立制へ導入を決めて連立政権に参加した山花執行部への根強い不満があった。山花の再出馬辞退に伴い、後継候補として有力と見られた久保と村山の間で調整がつかないという異例の事態が続く中、左派の翫（いとう）正敏参議院議員が立候補を届け出た（毎日1993. 9. 10）。結局、久保と村山の調整の結果、久保は出馬を辞退し、社会党委員長選挙は村山と翫との争いとなった。

村山は元々、党内左派の出身ではあったが²⁶、山花の路線を継承する候補として出馬した。村山は連立政権への参加と並立制導入を決めた山花執行部の路線を継承する人々によって擁立されたのであった。一方の翫は小選挙区比例代表並立制の導入に明確に反対した。この委員長選挙は、社会党の連立政権参加と並立制導入の是非をめぐる争われることとなった。

立候補した村山は、山花執行部が他の連立与党と合意している並立制の導入までは賛成していたが、定数配分は譲れないとの立場を明確にした。また、今後の政党制については、二党論は無理があるとの立場を示した。村山は委員長選挙の途中、以下のように述べている（毎日1993. 9. 13）。

—— 並立制下での選挙の戦い方で、他党には新党の動きもありますが。

村山：（党内に）並立制を積極的に進める派と慎重派とあり、僕は慎重派ではなかったかという取り方をされる。しかし僕が慎重にと言っている意味は、今後の政局に対する展望に意見の違いがあるからだ。これだけ価値観が多様化している中で、大きく二つの枠にはめ込もうというのは無理がある。有権者の気持ちを素直に反映するためには、ある程度の多党化はやむを得ない。僕は保守二党論にはくみしない。

—— 並立制が成立した場合、小選挙区の選挙協力は連立与党間でもかなり難しいのではないですか。

村山：大変、難しいと思うが、工夫して250ある選挙区でどれだけ選挙協力ができるのか、できないところはどういうふうに調整して競合するのかを話し合う必要がある（略）。

—— 社会党は小選挙区250、比例代表250の定数配分と2票制は譲れないですか。

村山：一番譲れないところだ。

—— 自民党が分裂しましたが、社会党も主張の違う人は分かれても仕方が

²⁶ 村山は、社会党内最左派の社会主義協会の所属ではなかったが、中道左派の「新しい流れの会」に属していた。しかし、大分市議を振り出しに政界に入った村山は現実主義の政治家であり、イデオロギー色の弱い政治家であった。この後に村山を首班とする自社さ政権を推進したのも、野坂浩賢ら村山側近の左派に属する議員であった。

ないのではないですか。

村山：連立政権を作っているいろいろな試練に耐えていこうという時期に、そんなことをする必要はない。十分党内論争ができる時に大いにやればいい。社会党という政党は幅が広い。だからいろいろな考え方の人が集まっている。排除とか分裂はよくない。

——多党制の中で社会党はどのような機能を果たす政党になるのですか。

村山：冷戦構造が崩壊して、55年体制の任務が終わって、これから新しい世界情勢に対応する社会党の役割を考えるべきだ。もう少し、サラリーマンや婦人、老人に期待される政策中心の政党になる必要がある。ただ保守と革新という意味の政治における役割はあると思う。

社会党の委員長選挙が進む中、政治改革法案が閣議決定された。内容は、並立制で小選挙区、比例代表を各250とするものであった（読売、毎日1993. 9. 17）。社会党も参加している連立政権では、政治改革法案は閣議決定され、選挙制度改革において、並立制の導入が決定される中で、連立政権内の第1党である社会党内部では、並立制の是非と連立政権参加の是非をめぐっての委員長選挙が行われていたのであった。特に社会党内では地方に並立制への不満が多かった。

社会党の委員長選挙は大差で村山が当選した（毎日夕刊1993. 9. 20）²⁷。社会党は村山を委員長として新体制を構築することとなった。社会党は並立制を党議決定し、村山体制が正式に発足した（朝日、毎日1993. 9. 26）。社会党は村山委員長—久保書記長を選出し²⁸、前委員長の山花は引き続き政治改革担当相として、閣内に留まり政治改革を担当することとなった。

この社会党委員長選挙は後から考えても大きな意味を持つものとなった。委員長は山花から村山に交代したものの、村山が圧倒的な大差で当選したということは、選挙前から山花の推進してきた路線が多数派となって、いわば、山花

²⁷ 『読売新聞』(1993. 9. 21)による党本部発表の確定得票数は、村山が65,446票(78.3%)、
 翫が18,075 (21.6%)。有権者は社会党の一般党员。村山は党员の約8割の支持を得て
 委員長に当選したことになる。

²⁸ 書記長に久保亘、副委員長に大出俊、山口鶴男、井上一成、国会対策委員長に野坂浩賢。

の路線が信任されたという意味であった。

山花自身は選挙敗北をめぐって辞任し、再選することへの批判から出馬断念に追い込まれたが、村山が当選したということは、山花路線が否定されたわけではなかったのである。いわば、村山の当選は山花路線を継承して行くことを確認するものであり、社会党は村山の当選によって、正式に並立制導入に大きく舵を切ることとなった。村山は党内左派に属する政治家であったが、この時の委員長選挙では右派、中間派、左派の一部が村山を支持した。

並立制に反対する勢力は、翫正敏参議院議員を擁立したものの、圧倒的な差で敗れた。これは、社会党は内部には、並立制の導入に対する反対者を抱えながらも、現実路線を選ばざるを得なかったという意味でもあった。社会党が選んだ現実路線には、いくつかの意味があった。一つは非自民政権が誕生した中で、この時点で非自民の枠組みを否定するということはできなかったということである。

実際の現実政治は、この非自民政権の崩壊後、社会党は55年体制のライバルであった自民党を組んで連立政権を組むことになるのだが、この時点で、非自民政権の与党の第1党であった社会党は、非自民政権を誕生させる結節点になった並立制導入には反対できない状況になっていた。もし、社会党で並立制導入反対を主張する委員長が当選すれば、社会党は連立政権を離脱しなければならなくなったであろう²⁹。

また、非自民連立政権の枠内に与党として参加するしか現実的な選択肢がなかったということ以上に、自民党も含めた全ての政党が並立制導入を決定する中で、一人、社会党のみが、この時点になって、並立制を全党の意思として否定することは、出来なくなっていた。事実上、社会党には現実路線を選択する以外の選択肢はなくなっていたのであった。

²⁹ この委員長選挙で村山は圧勝したが、村山の当選は投票前から確実視されていた。しかし、得票差が6:4くらいに縮まれば村山の指導力は限定されるとの見方が有力だった。そのような社会党の党内情勢の中、仮に並立制に反対する委員長が当選していれば、細川政権に参加した山花執行部の決定が認められなかったということになり、当然、社会党が連立政権に留まることは困難になったであろう。これは連立を組む他の与党から排除された可能性があったということ以上に、社会党内から連立政権参加反対の党内世論が盛り上がったことが考えられるからである。

村山は委員長選挙の過程で、並立制には賛成するが、小選挙区と比例代表の配分は譲れないということを表明した。だが、連立与党の選挙制度改革案は、小選挙区比例代表並立制で総定数500、小選挙区250、比例代表250で2票制とするものであったから、村山の主張と、与党案は矛盾しなかった。

連立与党が自民党に妥協さえしなければ、社会党の主張がこの時点での連立与党案でもあり、この案で連立政権は閣議決定をしたことから、社会党と細川政権の意思決定には矛盾は見られないという状況が確認された。だが、実際に、これで連立政権の運営もうまく行き、社会党内の路線闘争にも決着が付き、全てが順調に動き始めたわけではなかった。

先に村山のインタビューを確認したが、社会党内には引き続き多くの意見が存在し、特に現実路線への抵抗感を示す左派勢力が厳然と存在した。また連立政権内にも、選挙制度改革後の政党制についての考え方には、二つの考え方が並存したままであった。

5. 連立与党と自民党の攻防

10月になると、連立与党と自民党との攻防が本格化することとなった。既にこの時期までに、連立与党内部も自民党も選挙制度改革については、並立制の導入という点では一致していた。連立与党の中で最も並立制導入に対しての抵抗感のあった社会党でも並立制導入を進める村山が委員長に当選したことによって、共産党を除く与野党全てが並立制導入を推進するという形になった。

しかし、小選挙区制の導入によって二大政党制を実現することを理想とする人々と、選挙制度改革後も、3極構造が望ましいとする人々の意識の違いは、引き続き連立政権内部にも並存していた。細川首相は、10月4日から審議の始まった衆議院予算委員会で、政治改革関連法案について、今国会で成立させたいとの意思を表明した（朝日夕刊1993. 10. 4）。

一方の自民党も政治改革5法案を党議決定した。党議決定された5法案は、公職選挙法改正案、政治資金規正法改正案、政党助成法案、衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案と「政治腐敗を防止するための公選法及び政治資金規正法改正案」であった。

骨格部分の、選挙制度改革については、小選挙区300、比例代表171の1票制

であった（読売夕刊1993. 10. 5）。政府案（連立与党案）との違いは総定数や定数配分などで、根幹部分にも違いがあった。投票方式が政府案は2票制であるのに対し、自民党案は1票制である部分も違いであった。政府案と自民党案が出揃ったことによって、国会では審議が始まった。

選挙制度改革は政界再編に結びつくものであった。これまでも見てきたように、この時点で、連立を組む各与党も自民党も衆院の選挙制度改革については、小選挙区比例代表並立制という部分までは歩みよってきていたものの、選挙制度改革後の政界のあり方には、様々な考え方があった。

そもそも論というところからいえば、小選挙区制論者には圧倒的に二大政党論者が多かった。これは、後藤田のまとめた『自民党政治改革大綱』³⁰に最初に見られる考え方であり、海部政権時代に小選挙区制導入を主導し、その後、自民党を割った小沢（羽田）の考え方でもあった。そして、89年の参議院議員選挙で社会党が一人区で大勝したことから、社会党内にも若手を中心として、小選挙区制への抵抗感は一時的に薄らいだ。

しかし、この93年の総選挙で社会党は壊滅的な敗北をしたことによって、また社会党内では、並立制への反対者が増えていた。だが、大筋で連立政権の枠組みでの他の与党との足並みを乱すわけにはいかないとの考え方が多数を占め、並立制を推進する村山が委員長に当選した。このように、この時期、並立制までは与野党の合意となっていたのが、その先の政界再編後の政党制については、政界全体で合意があったわけではない。

連立政権の仕掛け人といわれていた、連合会長で連合の第3回定期大会で3選の決まった山岸章は、この時期、政界再編後の政党制については、保守A、Bと非保守の3極が望ましいとの見解を示している（毎日1993. 10. 8）。

—— 理想の政権とは。

³⁰ 1989年5月、自民党政治改革委員会が竹下首相（当時：総裁）に答申したもの。自民党政治改革委員会は後藤田正晴が主導し、選挙制度の抜本改革では、衆議院に小選挙区制を導入することが盛り込まれた。後藤田によってまとめられた『大綱』によって政治改革が始まったという有力な見方がある。事実、この『大綱』が答申されて以降、政治改革の眼目は選挙制度改革すなわち小選挙区制の導入という流れができていくこととなった。

山岸：保守二党論ではなく、保守と社民、リベラル、中道勢力が結集した非保守の二大政党的体制に収れんされていくのが好ましい。しかし、過渡期の姿としては細川首相のいう穏健な多党制が現実的ではないか。踏み込んでいうなら保守Aと保守B、それに非保守の三極構造が当面はいい。

—— 政界再編における社会党の役割は。

山岸：非保守グループのけん引的な役割を果たすべきだ。最近、党内に護憲新党を作る動きがあり、政治的イデオロギーの違いがはっきりしてきた。

どうしてもイデオロギーや基本政策が合わないということになれば、政党は政治結社なんだから、協議離婚があってもいいんじゃないか。

—— 小沢一郎新生党代表幹事との関係は？

山岸：僕は国共合作だと言っている。中国共産党と国民党が統一したわけではない。あの人は自民党の中核におられ、過去の蓄積を前提に理論を構築されている。僕なんかは長年の社会党員だから社会民主主義者として培った発想がある。テレビに例えればチャンネルが違うんだ。

山岸は、将来は自民党と非保守の二大政党的な体制を理想としながらも、現状では三極構造が望ましいとの見解を示した。これは連立政権の中にいる小沢の新生党勢力が「非自民」ではあったとしても、広くは保守勢力であって、小沢の勢力とは非自民政権では組めても、一つの政党になることには無理があると、山岸が認識し始めたからであった³¹。

そもそも、山岸は自民党を割った羽田・小沢と組んで細川政権を誕生させた立役者の一人であった。だが、この時期、非自民勢力がそのまま社民勢力の拡大ではないことが、明らかになっていた。このことから、山岸は小沢との連携を「国共合作」に例えたのであろう。

細川は、政治改革関連法案を今国会で成立させるため全力を尽くすと表明し、

³¹ 労働運動家であり、「連合」の生みの親である山岸章は、社会党員でもあり、長年、左派と闘ってきた経歴を有している。海部政権時代や宮沢政権時代には、自民党を割ろうとしていた小沢・羽田と密接な関係を持つようになり、細川政権樹立の裏でも山岸は小沢と綿密意に連絡を取り合った。小沢は自民党離党後、山岸の指導する連合への接近を図ったが、山岸は、この時期の後、著書で小沢との蜜月は長くは続かなかったと述懐している（山岸『「連立」仕掛人』（講談社・1995年）pp. 45-47）。

政府案と自民党案が同時に審議されることとなった(朝日1993. 10. 14)。細川は、年内成立に、内閣の命運をかけると明言した(朝日1993. 10. 16)。政府案(連立与党案)と自民党案に開きがある中、社会党書記長の久保は、定数配分は譲れないとの従来からの社会党の主張を改めて強調した(毎日1993. 10. 16)。これは村山が社会党委員長選挙に出た時からの主張であり、社会党が譲れない最後の一線であった。

一方、自民党内も一枚岩ではなかった。選挙制度改革への慎重派が巻き返しており、並立制への批判も出てきていた(毎日1993. 10. 18)。自民党もすでに並立制で党議決定をしたにも関わらず、並立制への批判が出てきたのは、総選挙後に並立制を飲めば、さきがけ、日本新党との連立を組めるから賛成したに過ぎず、本心からの賛成ではない議員もいたからであった。

自民党内の慎重派と推進派の攻防は、海部内閣、宮沢内閣期に続いて3回目だった。自民党内の慎重派は、並立制に反対だからといって、単純小選挙区制に賛成という考えではなかった。並立制といえども、小選挙区が主体となることへの反対者が慎重派であり、立場としては、社会党左派と近いものであった。

例えば加藤紘一元官房長官³²は「自民党対新生党の選挙では日本全体が奄美選挙区のようになるし、政策の対立点もない。政権交代は中選挙区制の下で現実起きた。制度を正す理由といわれてきた前提はすべて崩れた」と述べ、選挙制度の変更を批判した(1993. 10. 18)。連立政権側も自民党側も内部に批判者を抱えながらも、国会審議は政府案と自民党案で進んでいった。

このような状況の中、首相の細川の答弁も揺れ始めた(毎日1993. 10. 19)。細川が揺れ始めたのは、連立政権の一角である社会党に配慮して、結束して政権を維持しながらも、関連法案の成立には自民党の協力も必要だというジレンマに陥っていたからである。

細川は政府与党首脳会談では、自民党案との修正には否定的な発言をしたが、

³² 加藤紘一は宮沢政権の官房長官であったから、当然、前政権では並立制を推進する立場に位置していた。しかし、この加藤がこの時期、このような発言をしていることから分かるように、宮沢政権は、首相であった宮沢自身からしても、小選挙区制の導入には積極的ではなかった。それにも関わらず、宮沢政権も単純小選挙区制、並立制の導入を目指したのは、リクルート事件後に出された『自民党政治改革大綱』までは無視できないという事情があったからであろう。

10月18日の衆議院政治改革調査特別委員会では、自民党案との修正に柔軟な姿勢を見せた。細川は、あくまでも政府案（小選挙区250、比例代表250）の堅持を求める社会党に軸足を置きながらも、年内成立のためなら、自民党との修正協議に応じて良いとの柔軟な態度姿勢をとり始めた。

これは、そもそも与党案を作るときの経過にも関係があった。与党案を作る時に、定数を500として、新生党と公明党、民社党は小選挙区300を主張した。これに対して社会党が250を主張し、与党の合意を形成するために新生党などが社会党に譲った経緯があった。

社会党からすれば、並立制に合意するだけで大きな決断だったので、定数配分は絶対に譲れない一線であり、ここは新生党などが譲った。この時に日本新党とさきがけも、小選挙区250を主張したが、この両党は300にすることにも抵抗はなかったのであった。

この経緯から細川自身は、連立の結束維持のために社会党の主張する小選挙区、比例代表250を譲らないという姿勢を見せてきた。だが、細川は自民党が賛成しなければ、法案成立が困難なことから、自民、社会の出方を両睨みするという態度に変化してきた。

10月19日、2日にわたる衆院政治改革調査特別委員会の総括質疑が終わった。政府案と自民党案の対立点は、法案提出段階で明らかになっていたが、質疑を通じて明らかになったのは、むしろ社会党以外の連立与党と自民党の間には妥協の余地が出てきたということであった。与党対自民党の対立構図は、社会党対他の連立与党プラス自民党に変化してきた。

社会党は、定数配分は譲れないとの主張であったが、そもそも、新生、公明、民社は小選挙区300を主張しており、日本新党とさきがけも小選挙区300には反対ではないという経緯から、社会党以外の与党は修正協議に柔軟であることが明らかになってきた。

だが、与党内部でも結束が乱れてきた。新生党の小沢代表幹事が、自民党との修正には応じず、無修正採決を主張し、定数配分で自民党との妥協をしても良いとする「さきがけ」代表の武村官房長官との間で意見の違いが鮮明になってきた（毎日1993. 10. 23）。元々、小沢は小選挙区300を主張していたにも関わらず、この局面では自民党との修正に応じることに反対の意を示した。これ

に公明党も追随した。

新生、公明はそもそも、当初、小選挙区300を主張していたにも関わらず、ここに来て、無修正を主張し始めたことは、定数配分では譲れない社会党には追い風となった。小沢が無修正を主張したのは、自民党に歩み寄ることで、骨格部分で譲歩すれば、社会党の反発を招き、連立政権の枠組みが壊れる恐れがあると危惧したからであった。

連立政権内で意見が割れる中、与党は自民党と修正折衝をすることになった(読売1993. 10. 24)。そして、与党側と自民党が修正協議を行うとの機運の高まる中、与党首脳会談は細川首相と自民党の河野総裁とのトップ会談の可能性を含め、交渉の窓口を設ける必要があるとの認識で一致した(朝日夕刊1993. 10. 29)。連立与党、自民党双方ともに、妥協してでも政治改革法案を成立させなければならないという考えで一致していたことにより、トップ会談が浮上したのであった。

だが、連立与党内で社会党とそれ以外の政党との根本的な違いが解消されたわけではなかった。また、自民党内にも完全に慎重派(小選挙区制反対派)がいなくなったわけではなかった。

この時期、連立与党内では社会党とそれ以外の政党の違いという構図は残っていたものの、新生党の小沢は政府案(連立与党案)の無修正での採決を主張した。背景には、小沢と武村の主導権争いも存在していた。この二人の対立は、選挙制度改革後にはっきりと顕在化することとなる。

6. 政治改革法案の修正と与野党合意

93年の11月から12月は連立与党と自民党側の修正協議が行われ、一定の合意に達することとなった。しかし、この間の動きも複雑であった。細川首相は、連立政権の原案にこだわらず自民党側と修正をする表明することとなり、修正協議入りで与野党が合意した(読売、朝日1993. 11. 2)。最大の修正協議のポイントは定数の配分に関わる部分であった。

細川は修正協議について、衆議院の特別委員会で早期の決着を訴えた。小選挙区と比例代表の定数配分が最も大きな争点であったことから、修正協議は社会党次第であった(読売1993. 11. 6)。この時点で、連立与党の中の社会党

を除く与党は修正に柔軟になっていた。

この背景にはそもそも、この時点で社会党以外の連立与党のうち、公明党と民社党は、選挙制度改革後に新党に移行することを完全に視野に入れていたという事情があった。新生党も政界再編の過渡期にできた政党という認識があり、党首の羽田（細川政権では外相）も元々、選挙制度改革から政界再編、そして二大政党制へという小沢と同じ考え方と持っており、小選挙区主体の選挙制度に変更されることによって、自党の存続の可能性を気にしなければならないのは、社会党だけだったという事情もある³³。

日本新党と「さきがけ」は、新生党、公明党、民社党とも社会党も違った立ち位置だった。実際の日本政治はこの後、社会党と「さきがけ」が連立政権の枠内から抜け、自民党と「自社さ」政権を組み、細川連立政権の与党の中の社会党と「さきがけ」以外の政党が新進党を結成するという流れになる³⁴。

この時点では、細川政権を構成する与党全体での新党論議はそこまで進んでいたわけではなかったのだが、少なくとも公明党、民社党は新党への移行を議論しており、新生党も自民党に対抗するために、自党だけで自民党と同じ規模の政党になることを想定していたわけではなかったので、いわば、小選挙区制への恐れというものはなかったのである。換言すれば、社会党以外の各政党は、小選挙区制主体の選挙制度が導入された後は、二大政党の一つの政党の中に自党の勢力を潜り込ませて生き残りを図れば良いと考えていた。

しかし、社会党はこの時点でも、新選挙制度の下でも、自党の存続を前提としていたので、定数配分の問題は極めて重要だった。この時点での連立与党案（政府案）であれば、250、250であることから、比例部分での生き残りにまだ希望を見出せたが、小選挙区の定数配分を増やせば増やすほど、社会党には不利になるものであったから、ここは譲れないところであった。つまり、連立政

³³ 公明党、民社党の中道政党は、選挙制度改革後、新党へ移行する議論を始めていた。実際に公明党、民社党と新生党、そしてこの時期は小沢と距離をとっていた細川の日本新党も、やがて新進党に結集することとなる。

³⁴ 日本新党の細川と「さきがけ」の武村もやがて袂を分かť。細川政権ができるまでは、細川・武村と小沢の間に多少の軸があったが、細川が武村を切ることを進言した小沢に近くなり、武村が細川政権内で孤立したことから、羽田政権の発足時には社会党と共に武村の「さきがけ」が連立与党の枠組みから離脱することとなった。

権を構成する7党のうち、日本新党、新党さきがけの2党も含む6党までは、最早、小選挙区制下では、非自民の政党に結集すれば良いというところまでの割りきりが生まれていたのだった。

政治改革の修正協議は7項目で行われることになった。7項目とは「総定数と定数配分」の他、「比例代表の選挙単位」、「投票方式」、「戸別訪問禁止問題」、「選挙区画定機関」、「企業・団体献金問題」、「政党への公費助成」だった（毎日1993. 11. 9）。最も大きな争点が総定数と定数配分であることはいまでもなかった。

与党（細川首相）と自民党総裁河野の会談の前に、与党内での調整が行われることとなった。細川は社会党との協議にあたって、小選挙区定数を275とし、比例はブロック制を提案することとなった（毎日1993. 11. 10）。社会党の村山委員長は細川との会談で、骨格部分での修正には慎重姿勢を崩さなかった。大袈裟に言えば、社会党にとっては、ここで譲ることは、自らの党の滅亡を早めることを意味したからである。

この結果、政治改革関連法案の成否は、社会党内の調整のかかってきた（読売1993. 11. 11）。しかし、社会党にも政府原案（社会党の主張によって出来た連立与党案）のままでは、与野党間の修正協議が進まないとの問題意識から、現実的な妥協を探る動きも出てきた。これまでも連立の枠組みを守るために妥協してきた社会党は、またもや柔軟姿勢に転じざるを得なかった。

社会党内でも調整が開始され、小選挙区275、比例代表225への修正が現実的な選択肢として議論され始めた（毎日1993. 11. 12）。社会党が定数配分での修正に応じる態度に変わったのは、連立の枠組みを守ることを優先したからであった。新生党、公明党、民社党、日本新党、「さきがけ」が大筋で同じ方向で合意する中、社会党だけが孤立を続けることが出来なくなっていた。

いわば、社会党はここで、2回目の妥協をしたことになる。一度目は、連立政権への参加のために、並立制を容認したことであった。そもそも、社会党には並立制といえども、小選挙区制を導入することへの抵抗感が強かったが、この時は、定数配分を250、250とすることで、執行部が、党内左派を押さえ込んだ。

山花に代わって委員長に選出された村山は左派の出身だったが、村山執行部も並立制の導入までは党議決定した。だが、社会党はさらに妥協する。11月11

日になり、社会党は定数配分での修正にも応じることを決めた。定数配分での妥協は社会党にとっては辛い選択であった。

社会党が定数配分部分での修正も受け入れることになったことを受けて、細川・河野会談で決着を図るべきだとの意見が、政府・与党内で強まった（毎日1993. 11. 12）。社会党が柔軟姿勢に転じたことで、法案の修正協議は新しい局面に入った。

一方の自民党も党内調整を進めた結果、2票制を受け入れることとなった（読売夕刊1993. 11. 12）。この部分はいわば、自民党が与党側に譲歩したと見ることができる。自民党はそもそも、これまでに並立制の議論を海部内閣期、宮沢内閣期と続けてきているために、基本部分で並立制に賛同する議員が多数を占める状況になっており、骨格部分での修正についても柔軟になっていた。

そして、いよいよ11月15日の夜から16日の未明、細川首相と河野自民党総裁のトップ会談が開かれた（読売1993. 11. 16）。しかし、このトップ会談は決裂した。骨格部分で細川と河野は合意に至らなかった。この会談で細川は、衆院の選挙制度改革について、総定数500、小選挙区274、比例代表226を提案した。当初の与党案の250、250に比べると小選挙区部分が増えている妥協案だった。

これは与党の一角の社会党が譲ったことによって出てきた案だったかが、河野は拒否した（読売夕刊1993. 11. 16）。その結果、連立与党はそのまま与党案を、11月16日午後の衆院特別委員会で可決した（読売1993. 11. 17）。そして、18日午後には、衆院本会議で政治改革法案は可決された。賛成270人、反対226人だった。

だが、この本会議での採決では自民、社会両党から党議決定に反した造反議員が出た。自民党からは13人が、社会党からは5人が造反した（毎日1993. 11. 19）。自民党から与党案に賛成する議員が出た半面、社会党から反対者が出たのであった。社会党からは並立制そのものに反対する左派議員が反対し、自民党からは、選挙制度改革を支持する議員が賛成票を投じた³⁵。

³⁵ 自民党から13人が政府案に賛成し、社会党からは5人が反対した。双方ともに造反者を出したが、自民党の賛成者は自民党案でなくとも並立制に賛成すべきだという積極的な選挙改革論者であった。より深刻なのは社会党で、この流れは参院本会議での反

また、自民党の海部前首相、後藤田元副総理らが棄権した。海部、後藤田は選挙制度改革に熱心なことで知られていた。そもそも、最初に小選挙区制導入を声高に出張したのが後藤田であり、それは『自民党政治改革大綱』を貫く思想であった。また、海部の時代には小沢が積極的に小選挙区制の導入を推進した。後藤田、海部は自民党内に残っていたが、細川連立政権発足以前に最も熱心に小選挙区制導入を主導しただけに、連立与党から出された法案にも反対の態度はとらなかったものであった。

衆議院を通過した政治改革関連法案は参議院に送付された。だが、参議院での審議は順調に進まず、細川は93年内の成立を断念した（朝日1993. 12. 2）。そして、政府与党は国会を45日延期することとした。（毎日1993. 12. 16）。細川は、内閣記者会との懇談で、年内に政治改革法案を成立できなかったことを陳謝するとともに、今国会内で政治改革法案が不成立の場合、政治責任をとると述べた（朝日1993. 12. 25）。

この時期、連立与党の中で足並みが揃わなかった社会党が、自民党の修正協議に応じることを受け入れ、その際、政府原案の250、250を修正することを受け入れた。このことによって、与野党の合意がなるかと思われた。連立与党内の調整に腐心していた細川としては、連立与党がまとまったこととは、大きな前進であった。

しかし、結局、細川と河野の間での合意が得られなかったことによって、連立与党は自民党との修正を断念し、与党案を採決して可決した。衆院本会議では自民、社会両党から造反議員が出た。細川にとっては連立与党内の社会党からの造反は頭が痛かったが、自民党からの造反は、歓迎すべきものだった。だが、参議院での審議をして本会議での可決までは、この年内（1993年内）に出来なかった、細川は今国会中に成立できなければ、政治責任をとるとの発言をするところまで追い込まれた。

7. 参議院での法案否決から細川・河野合意へ

年が明けて1994年、政治改革関連法案は参議院での審議が本格化した。細

乱につながって行くこととなる。

川首相は、今国会での政治改革法案の成立に全力を尽くすと述べた（読売1994. 1. 5）。衆議院の審議中での細川、河野会談は物別れに終わったが、自党内にも妥協を模索する動きが出てきた。自民党の森幹事長は、与党側との共同修正を視野に入れるとの意向を表明した（毎日1994. 1. 8）。

一方、与党側は骨格部分では譲らない方針を確認した（朝日1994. 1. 9）。1月11日から始まった社会党の定期大会で村山は、政治改革関連法案について、成立へ結束を訴えた（毎日1994. 1. 11）。社会党大会は、連立維持の方針を確認して幕を閉じたが、分裂への火種を残すものとなった。社会党の一般党员の中には、そもそも並立制を容認して、連立政権に入ったこと自体への批判が未だ、くすぶっていたからであった。

1月中旬になると、自民党側から、トップ会談を要求する声が出てきた（朝日1994. 1. 17）。自民党の河野総裁は、小選挙区定数については、280とすることを提案してきた（読売1994. 1. 18）。この結果、連立与党案と自民党案は徐々に定数配分で近づいてきたことにより、与野党の妥協による法案成立の公算が高まった。

自党内でも、この辺りで妥協してまとめようという考え方が出てきていた。だが、与党と自民党の修正協議が不調に終わり、トップ会談は実現しないまま、参議院の委員会での採決が行われることとなった。その結果、参議院の特別委員会では与党案が修正されないまま可決された（朝日1994. 1. 20）。そして、このまま、与党案が本会議で成立するかに思われた。

だが、委員会でも可決された法案が本会議では否決されるという異例の事態が起こった。1月21日の参議院本会議において、政治改革法案は否決された。社会党議員が17人造反し、賛成118、反対130の12票差での否決であった（毎日1994. 1. 22）。このことによって社会党の亀裂は決定的になった。また、参議院本会議での与党議員の造反による、政府案の否決は細川内閣に大きな打撃を与えた。

社会党内には一貫して、並立制導入を容認した執行部への不満がくすぶっていたが、参院本会議でその不満が一気に噴出した形となった。その結果、衆院と参院の議決が異なったことにより、両院協議会が設置されることとなった（朝日1994. 1. 26）。両院協議会には与党が妥協案を提示することとなった。だが、

社会党の抵抗で妥協案の作成は難航した。そして、両院協議会は、与党が打ち切りを決めた。

そして、再び政治改革法案の行方は細川・河野のトップ会談に委ねられることとなった（毎日1994. 1. 28）。その結果、1月28日に開かれた細川・河野会談で与党と自民党の妥協案が成立した。内容は小選挙区300、比例代表200とするものであった。比例代表は11ブロックとするものであった。

これは、当初の与党案（小選挙区250、比例代表250）と比べても、衆院で可決され、参院の委員会でも可決された与党案（小選挙区274、比例代表226）と比べてもかなり自民党に譲ったものとなった。与党案は徐々に自民党案に近づいてきたことによって、自民党との妥協が成立したということであった。

社会党からすれば、当初の政府案は250、250であったので、300、200になったことは、大幅に譲歩を強いられることであった。だが、社会党執行部は造反議員に悩まされており、ここまでの妥協をせざるを得なかった。社会党内には大幅な譲歩をすることへの警戒感があり、連立政権の離脱も含めての論議もあったが、最終的には与野党妥協案を容認することとなった。ここについて、政治改革法案は成立した。

この時期の議論と最終的な妥協に至った時のことを複数の当事者は、後にどのように述懐しているのだろうか。ここで、首相であり当時の政権のトップであった細川、連立政権の実質的な最高実力者であった新生党代表幹事の小沢、自民党の幹事長で河野総裁の名代として与党との折衝に当たってきた森の回顧をみておきたい。細川は以下のように述懐している（佐々木編『政治改革1800日の真実』 pp. 208-209）。

—— 細川内閣が発足して、政府案のとりまとめに入るわけですが、成田憲彦秘書官の回想によると、小選挙区300というのが先生の本心だったとされています。

細川：要は小選挙区というものが実現できればいいのであって、第一段階として250:250という政府当初案のボールを投げたわけです。

—— こうして政府案と自民党案が対峙して、第一次細川・河野会談にいたり、そこで先生は274:226という修正案を提示されました。河野氏は、小選挙

区280ならば妥協するつもりだったとも言われていますが、なぜあと6議席譲らなかったのですか。

細川：最初から譲っていくと、どんどん譲っていくことになりますのでね。そこは決裂しても突っ張る構えでないと、ものにならない。

——それで第一次会談は決裂となり、政府修正案は参議院で否決されました。それを察知されたのはいつですか。

細川：何票か読み違いはあったかもしれないが、採決前から負けとわかっていました。

——この前後から、成田秘書官と河野氏周辺で水面下の調整が始まったといわれていますが、この河野氏周辺というのは……。

細川：鈴木恒夫さんです。

——なるほど。その鈴木さんと成田秘書官が1月27日に会談されて、そこで成田さんが300:200という妥協案を提示されたそうですが、これは先生のご指示ですか。

細川：当然打ち合わせしていました。

——衆議院再議決よりも、与野党妥協を望まれていたわけですね。

細川：実質的にはね。形式上ではもちろん再議決する構えだが……。

——再議決も視野に入れつつ最大限譲歩して、あとは自民党が乗ってくるか乗ってこないかで方針を決めると。

細川：ええ。そういう環境整備をすることによって、後藤田さんみたいな方（再議決時、政府案に賛成しそうな自民党議員）が増えてくる可能性がありますから。河野さんが（300:200の妥協案を）呑むという話は、もちろんありました。ただ、河野さんが呑んでも、それで、自民党内が本当にまとまるのかという不安は、ずっとあったわけです。

細川はここでの述懐では自民党の河野総裁の代理人は鈴木恒夫衆院議員だったと述べ、成田秘書官との間で、調整が行われたと証言している。そして、小選挙区と比例代表の定数配分については、細川自身が指示をしたという内容の回顧をしている。しかし、このような局面もあったにせよ、実質的に与野党間での合意に至る交渉をしたのは、連立与党が新生党代表幹事の小沢、自民党側

が幹事長森だった。

細川―河野会談は二人だけで行われたのではなく、与党側から小沢、自民党側から森が同席していた。しかし、細川と河野は会談中に、土井衆議院議長と原参議院議長から呼ばれ、衆院議長公邸へ行った。そこで、土井衆議院議長が斡旋案を示そうとした場面があった。この間に残された小沢と森の話し合いが実際の細川と河野の合意につながったようである。自民党の責任者で当時幹事長だった森は以下のように述べている（五百旗・伊藤・薬師寺編『90年代の証言 森喜朗―自民党と政権交代―』pp. 152-157）。

― …関連法案は93年末に衆院で可決された後、94年1月21日、参議院本会議で否決され、その後、さまざまな動きを経て28日夜、細川首相と河野総裁のトップ会談で合意し、成立にいたりました。その裏で森さんが小沢さんと実質的に詰めていたようですが、どういう経緯があったのでしょうか。

森：政治改革法案は参議院で否決されたため、憲法の規定に従って26日から両院協議会が何度か開かれたが、もちろん折り合いがつかない。それで28日になって、午後7時から細川首相と河野総裁のトップ会談が始まった。それには私も小沢さんも加わっていた。すると細川さんと河野さんに「衆議院議長公邸に来てください」というメモが届いた。土井たか子衆議院議長と原文兵衛参議院議長の2人が両党首を衆院議長公邸に呼んだんです。原さん個人の意見はともかく参院自民党はこの法案を否決したのですから、当然、最後にはつぶすつもりだった。そして、土井さんは小選挙区導入に強く反対だった。だから、小沢さんは危機感をもったようだった。

― 森さんと小沢さんは2人だけ残されたわけですか。

森：そうです。あの日、東京はめずらしく夜になってしんと雪が降っていた。（中略）…小沢さんが「森さん、もうまとめようよ。このままだと大変なことになる」と言うから、「僕もそう思う」と応じた。すると小沢君は「自民党の言うことを何でも聞くよ」と言った。

― 自民党の要求を何でも呑むということは、小沢さんも切羽詰まっていたということでしょうね。

森：そうかもしれませんね。そこで私が最後に言ったのは「比例区の選挙単位を全国ひとつではなく、ブロック制にする」ということだった。彼はすぐ同意しました。なぜかというところは共産党対策だからですよ。(中略)。…そこが一番のハイライトでしたね。もちろん、他にもあった。小選挙区と比例代表の定数配分をどうするかとかね。最終的には小選挙区300、比例区200ということになった。あれもなかなか詰まらなくてね。というのも小沢さんはほんとには比例区をやりたくなかったためだ。われわれが同意したこともあって、土井議長が2人の党首に示した幹旋案は消えた。また、自民党がこれ以上分裂することも避けることができたわけです。

(中略)

——：同時に自民党内には「河野総裁は何をやっているのか」という声もありました。河野さんの姿勢はどうだったのですか。

森：河野さんは、「慎重にやらなければ大変だな」ということでしたね。「基本的には幹事長に任せるけれども、よく相談してくださいよ」という姿勢でしたね。

—— 政治改革に人一倍関心がありそうな河野さんが、小選挙区比例代表制にはっきりとした態度を見せなかったのですか。

森：いや、基本的にはやらざるを得ないという姿勢でしたよ。そうでなきゃ総裁になれなかった。だけど、党内の一部に強い反対の空気があった。新自由クラブ騒動など河野さんの過去を考えると、もともと自民党内には「河野アレルギー」みたいなものがあったから、余計に慎重に動いていました。しかし、基本的には河野さんも改革をしなきゃならんという考えでした。

細川と河野は会談の途中で、土井衆院議長と原参院議長に呼ばれた。そして、この場で土井衆院議長は、いわゆる「幻の幹旋案」を提示したが、その幹旋案は議論されなかった。事実上、小沢と森によって合意された内容が、そのまま細川・河野の合意につながったのであった。連立与党を代表して、自民党の森と合意した小沢は以下のように述懐している(五百旗・伊藤・薬師寺編『90年代の証言 小沢一郎 — 政権奪取論 —』pp. 123-125)。

—— 細川政権は、なんといっても政治改革が最大の課題でした。小選挙区比例代表並立制の導入を柱とする4法案は、衆議院ではなんとか可決されましたが、94年1月21日の参議院本会議の採決では社会党を中心に与野党から大量の造反が出て、いったんは否決されました。

小沢：そう。社会党の反乱でね。やはり、改革に反対していた自民党と地下茎でつながっていたからね（笑）。彼らにとっても中選挙区制がいちばんいいんです。

—— 最後は細川首相、小沢さんと自民党総裁だった河野洋平さん、幹事長の森喜朗さんとの会談で合意し、なんとか成立にこぎ着けました。2人が記者会見したのは1月29日の未明でした。

小沢：そうです。参院の否決を受けて両院協議会をやったけれどもだめで、それから党首会談をやった。与野党合意は政府案に比べると、比例区の定数を200に減らして、逆に小選挙区は300に増やし、それでケリがついた。

—— 党首会談で政治改革がともかく実現したわけですね。

小沢：そう、政治改革の第一歩がね。だけど、やらなければいけないことは、行政改革や統治機構の改革まで含めると、まだまだ山とあります。

—— 選挙制度について、小沢さんは現在の小選挙区比例代表並立制よりも、単純小選挙区制の方がいいと考えていますか。

小沢：そうそう。なんといっても、現在も小選挙区が300あるから、ほぼいいようなもんですけどね。とにかく、万年野党体質が染み付いた人たちがダメだった。社会党は「小選挙区だと負ける」と言う。僕は「いや、そうじゃない。中選挙区よりも小選挙区の方が政権交代を実現しやすい。そういうことが、なぜわからないんだ」と言ったんだけど。社会党は少しでも自分たちの議席を確保するために比例代表の定数にこだわっていました。

—— だから、二つの選挙制度の組み合わせしか、手がなかったのですかね。とはいえ、現実に導入された小選挙区制の効果はあったと思いますか。

小沢：ありました。何の効果もないようなことを言う人がいるけど、とんでもないです。「失われた10年」という意見もあるが、間違っている。細川政権で政治改革が実現してから、自民党の退潮傾向が一気に強まった。もう元に戻ることはないでしょう。

この3人が回顧するとおり、最後はギリギリの局面で細川と河野の合意が成立した。この結果、自民党は再分裂を避けることができた。当時、自民党内には、政治改革法案が成立しなければ、離党するといっていた若手の離党予備軍が40人ほどいたのであった（五百旗真・伊藤元重・葉師寺克行編『90年代の証言 森喜朗 — 自民党と政権交代 — 』p. 154）。

また、連立与党を率いる細川も公約を果たすことができた。取り敢えず、細川は政権最大の課題を曲がりなりにも成し遂げたという形になった。細川は最後の局面では、小選挙区と比例代表の定数配分には特にこだわりを持っていなかったようであった。

細川は、最初の河野との交渉では、政府案の定数配分から譲歩しなかったが、参議院本会議での否決後は、「要は小選挙区というものが実現できればいい」という考えに方に軟化していたのであった。最後は与党（小沢）、自民党（森）の双方共がここでまとめるしかないという認識で一致して、妥協案が成立したのであった。

おわりに — 細川内閣期における政治改革論議とは何だったのか —

これまで確認してきたように、紆余曲折を経て、細川政権で政治改革が成就した。この時期に「政治改革」といわれて議論されたのは、選挙制度改革と政治資金の規正が二本柱であった。これは、竹下内閣が政治改革に取り組み始めた時から、一貫していた。政党助成金が導入されたのも、この時の改革による。だが、政治資金の規正よりも圧倒的に大きな意味を持つのは、選挙制度改革であったことには間違いがない。

本稿のテーマに即して、この章ではまとめを行いたい。「はじめに」で筆者は本稿の問題意識として、2つの問いを設定した。1つ目は、細川内閣で「政治改革」がついに成就した理由とは何かである。2つ目は、細川連立政権の与党になる、新生党、新党さきがけを除く自民政権下の野党が、なぜ、小選挙区制が主体の並立制容認に舵を切ったのかである。それまで、自民政権下の野党、つまり細川政権で与党となった政党は並立制には反対であった。だが、各与党は細川政権で、並立制を推し進めることとなった。

まず、1つ目の問から考察したい。結論からいえば、この時期は、もう、竹下内閣（実質的には短期の宇野内閣を経て成立した海部内閣からであったが）から延々と議論を続けてきた選挙制度改革に決着をつけるという選択肢しかなかったからである。

実際には、細川政権の成立段階においても、自党内には一定の慎重派は存在していたし、連立政権の与党第1党となった社会党にも左派を中心に根強い小選挙区制導入への反対意見は存在していた。だが、宮沢内閣の解散時点で、改革派か守旧派かという単純な色分けがメディアによってなされていたこともあり、93年の総選挙は改革派一色に染まった。実際のところは、その改革という言葉の意味するところは、重層的であり、また簡単に定義できるものでもなかったにも関わらず、目に見える改革派とは、選挙制度改革に賛成する立場の議員を指すようになっていた。

この時期の改革論議は実に百家争鳴であった。また、政治改革後の政党制についても、二大政党制を是とする後藤田、小沢（羽田）らが元々、改革派と見なされてはいたものの、同じく改革派を標榜する細川が穏健な多党制を主張するなど、同じ「改革派」同士でも、選挙制度改革後の理想とする政党制については意見が割れていた。

また連合会長の山岸のように「二大政党的体制」を将来的には標榜しつつも、細川内閣期には、非自民勢力が即、改革派ではないとの考えから、過渡期は3極体制が良いと主張するものも出てきた³⁶。全ての政党や政治家が改革を叫ぶものの、55年体制は役割を終えたという部分では共通認識が得られても、改革の先までの考え方が一致していたわけではなかったのであった。

にも、関わらず、細川内閣は政治改革政権を標榜し、選挙制度改革を行った。これは、本質的な改革論議は後回しにしても、兎にも角にも選挙制度を変えなければ話にならず、当面、選挙制度を変更することが、政治改革であるという認識が、この時期には共産党と社会党左派を除く全ての政治勢力に浸透してい

³⁶ 山岸は二大政党が良いか多党制が良いかということには直接的には言及していない。しかし、山岸は「二大政党“的”体制」という言葉を著書で使っている。これは、山岸が二大政党制でも保守党に対抗する非保守党（西欧の社民政党がモデル）が、日本にも出来れば良いと考えていたからである。だが、小沢の主導する細川政権を見て、それは無理だと考え、当面は3極体制が望ましいとの発言になったものと思われる。

たからであった。

1つ目の間の回答は、この時期には、ことの是非を議論するまでもなく、選挙制度改革をやらざるを得ないという認識が政界の殆どを席卷していたからというものである。2つ目の間の回答も基本的に同じである。自民政権下の野党までもが、雪崩を打って並立制導入に賛成して行くこととなったのは、政界全体の空気が並立制には抗えないものとなっていたからである。

総選挙の後に日本新党と「さきがけ」が政局の主導権を握り、政治改革政権の旗を掲げ、日本新党と「さきがけ」が自民か非自民のどちらと組むかが注目された過程で³⁷、自民主党を含む各政党は全て並立制をすることとなった。この時、当時の野党も全てが並立制の導入を推進する立場となったのだったが、社会党以外の政党ではさほど深刻な議論はなされなかった。

本稿で確認したように、連立政権を組んだ与党の中で社会党だけが、最後まで並立制に慎重であった。正確に言えば、並立制に反対する左派は、政権参加自体にも懐疑的であった。並立制を推進したのは社会党でも左派の主張と異なった選択をした執行部であった。

社会党の委員長は山花から村山に代わったが、基本路線は維持された。この基本路線は、非自民政権に参加するために、並立制を容認するというものであった。2つ目の間の回答も、この時期には、選挙制度改革を行うしかないというムードが誰にも止められないくらいの勢いで政界を席卷していたからというものである。

自民党時代の野党でも社会党と公明党、民社党、社民連の各党には違いが見られた。小選挙区制を飲むことは、小政党に不利なことであるから、いくら比例部分を多くしても、小政党ほど抵抗があるのが普通であった。だが、自民党時代の野党で、細川連立政権の与党となった政党で最後まで並立制で党内がまとまらなかったのは、最も大きな社会党だけだった。

実際、小政党ほど、並立制を率先して受け入れていった。一見、自らの政党

³⁷ 細川自身は、後のインタビューで最初から非自民勢力と組むしか選択の余地はなかったと述べている（佐々木編『政治改革 1800日の真実』pp. 207-208）。この時期、自民党と非自民が綱引きをしていたように見えていたが、細川は自民党と組むことは最初から想定はしてはいなかったのだった。

の存続を脅かす選挙制度改革を小政党ほど率先して受け入れたのは不思議な気がするが、これはこの時点で、最早、公明党、民社党、社民連は政界再編後、自党の存続を前提とはしていなかったからであった。

先の章で後の小沢のインタビューを引用した。その中で、小沢は当時の社会党を批判しており、社会党には、中選挙区よりも小選挙区の方が政権交代を実現しやすいといったと述べている（五百旗・伊藤・薬師寺編『90年代の証言 小沢一郎 一 政権奪取論 一』p. 124）。だが、これは、当時の社会党にはいくらいつでも通用する理屈ではなかった。

何故ならば、この時点で社会党には選挙制度が変更された後、自らの党を解党して、細川連立政権を構成する与党で自民党に対抗する政党を結成する考えなどなかったからである。その意味においては、この時点で選挙制度改革後も自党の存続を前提にものを考えていたのは、「改革派」から批判された55年体制時の二大政党、自民党と社会党だけであった。

自民党は並立制でも自党の壊滅は免れられることが分かり、河野が総裁になった時点で、大勢は並立制支持となった。自民党の場合は、海部政権、宮沢政権と一貫して選挙制度改革の議論をしてきたので、離党して新生党に行った小沢(羽田)グループ以外にもある程度、並立制を受け入れる素地はできていた。

一方、連立与党を組むことになった各政党のうち、社会党以外の政党は、この時点で政界再編時には、自党を解党することを覚悟していたのであった。そして、自民党を離党して出てきた新生党は過渡的な政党であった。過渡的という意味では、日本新党も「さきがけ」も同じであった。つまり、自党の解散を考えているわけではなく、また過渡的な政党でもなかったのは自民党と社会党だけだった。

そして、細川政権の与党の中で、近い将来の解党を考えているわけでもなく、過渡的な組織でもない政党は社会党だけだった。このように考えれば、社会党のみが激しく並立制に抵抗し、他の与党（自民党政権下での野党）にそれほど、並立制への抵抗感がなかったことの原因が理解できよう。

さて、本章のテーマである「細川内閣期における政治改革論議とは何だったのか」ということである。このことについて考察すると、細川政権では、これまでの政権の時期とは論議の内容が全く異なることが分かる。細川政権におけ

る議論というのは、内容的には実質的には何もなかったのである。つまり、細川政権下においての、政治改革論議とは、最初から最後まで並立制を導入するという与野党の共通認識の下で、多少の紆余曲折があったに過ぎない。

勿論、見てきたように連立与党内での社会党とそれ以外の政党の違いはあった。最終局面まで、政府（連立与党）と自民党との定数配分の違いでも差異はあった。だが、並立制そのものの是非について議論されたのは、社会党内部だけであり—自民党内でもあったが、河野が並立制を掲げて総裁に当選後、表立った反対論は姿を消した—、社会党においても、この時期になると、小選挙区を主体とする選挙制度を導入することそのものの是非についての議論はなかった。そして、村山が大差で委員長に当選後は、党内に不満がくすぶってはいても、並立制導入は党議決定された。

細川政権下での政治改革論議は、海部政権、宮沢政権下での論議とは大きく性格を異にするものであった。まず、海部政権下での政治改革論議は、一言でいえば、自民党内で小選挙区制を推進した後藤田・伊東と小沢・羽田に賛同するか否かという部分に対立点があった。

そして、この対立軸は、小選挙区制導入によって二大政党制への移行を目論む小沢とそれに対する慎重派の闘争だった。この時期、当然、社会党は激しく小選挙区制に反発した。その他の野党は徐々に小選挙区制と是認していったものの、それでも併用制までが限度だった。そして、宮沢政権でも同じ構図は続いていたが、この時期は政治改革という言葉の意味する部分が拡大された。

この時期には、小選挙区制への賛否もさることながら、ポスト55年体制の議論が本格化した。その結果、自民党の外から日本新党の細川が登場し、宮沢内閣の不信任案が自民党の反乱分子の賛成によって可決され、羽田・小沢は新生党を結成し、武村は「さきがけ」を結成した。細川、小沢、武村には55年体制を否定するという共通点があった。海部政権時代と宮沢政権時代の決定的な違いは、政治改革という言葉の意味合いが拡大したことであった。

そして、ついに、1993年の総選挙では、自民、社会を中心とする55年体制が崩壊した。戦後政治の枠組みが大きく崩れたのであった。そして、その結果、誕生した細川政権は新時代の到来を予想させる政権として国民に迎えられた。だが、しかし、この細川政権時代には、海部、宮沢政権時代のような議論は影

を潜めた。

これはおかしな感じでもあるが、まずは、政権交代が実際に起きたということ自体が、政治改革だと思わせるものであったという理由もある。だが、より本質的な問題は、先に指摘したように、その実、細川政権は、ポスト55年体制の日本政治の目指すべき方向性において、連立与党間で合意された目標があったわけではなく、与党がなすべきこととして共通認識を持っていたのは、選挙制度改革しかなかったからである。

しかも、この時期は確認したように、自民党も並立制を推進することを掲げた河野が総裁となったことから、共産党及び社会党左派の一部以外の全部の勢力は並立制で合意したのであった。結局、細川政権下における政治改革論議とは、全く中身の無いものであった。

政界全体に、もうこれ以上、同じ議論を続けるわけに行かないという厭戦ムードが漂う中で、共産党を除く全ての政治勢力が取り敢えずは並立制で合意したということだけが、歴史的な事実であった。

細川政権の抱えていた本質的な矛盾は一気にこの後の羽田政権からの社会党と「さきがけ」の離脱、その後の自社さ連立による村山政権という形で噴出していくこととなる。

最後に5年にわたる政治改革論議に決着がついた時、いずれも自身の内閣で政治改革に失敗した元首相は以下のように語った。94年1月29日の衆院本会議で採決後、1987年から1989年に首相を務めた竹下登元首相は「いろんな経過がありました、皆さんの最大公約数ができたのは立派なこと」と語った。1989年から1991年に首相を務めた海部元首相は「海部内閣では廃案の憂き目にあったが、ぐるっと回り道して基本理念が戻ってきた感じ」と語り、1991年から1993年に首相だった宮沢前首相は「長いことかかったけど、成立してよかったじゃないか。数年間の積み上げの結果ですよ」と語った（読売1994. 1. 30）。

リクルート事件の発生を機に、1989年（昭和64年）正月の竹下首相（当時）の記者会見から始まった政治改革は、5年の年月を経て一応は選挙制度改革（小選挙区制）の導入という形で成就した。この間、竹下、宇野、海部、宮沢、細川と5つの内閣が政治改革に取り組んだ。海部政権、宮沢政権は政治改革の失敗で退陣または不信任案可決に追い込まれた。

そして、その途中には竹下派の分裂から自民党の分裂、日本新党の政界進出から、93年総選挙による政権交代という戦後日本政治史上、最も大きな出来事も起こった。このプロセスの中で、社会党の崩壊は最早、誰の目にも明らかになり、自民党も大幅に体質改善を求められることとなった。

だが、冷静にこの5年間の日本政治をつぶさに振り返ると、選挙制度を変更することで何が変わるのかを明確に示していたのは小沢一人であった。最初に『自民党政治改革大綱』で小選挙区制の導入を提唱した後藤田は、制度改革によって将来の二大政党制への道筋を示したものの、自身は高齢でもあり、政界再編には関わらなかった。

5年の歳月を費やして成就した、この時期の政治改革を評価する声も未だにある。だが、筆者はこの時期に、5年の歳月を費やして導入された小選挙区比例代表並立制は、その後の日本政治に混乱と不毛な対立を生み出し、政策本位の競い合いとは程遠い、似非二大政党制を人為的に生み出した諸悪の根元であると考えている。そして、この後の20年の混乱の芽も、本稿で言及したように、細川内閣期に二大政党制か多党制かという議論の中で出ていたことを最後に指摘しておきたい。

【参考文献】

【新聞】

『読売新聞縮刷版』1993年6月～1994年1月

『朝日新聞縮刷版』1993年6月～1994年1月

『毎日新聞縮刷版』1993年6月～1994年1月

【文献】

山岸章『連合 世直しへの挑戦』（東洋経済新報社・1992年）

細川護熙編『日本新党・責任ある変革』（東洋経済新報社・1993年）

小沢一郎『日本改造計画』（講談社・1993年）

山岸章『「連立」仕掛人』（講談社・1995年）

佐々木毅編『政治改革 1800日の真実』（講談社・1999年）

原彬久『戦後史の中の日本社会党 ― その理想主義とは何であったのか ―』（中

公新書・2000年)

山口二郎・石川真澄編『日本社会党 ― 戦後革新の思想と行動 ―』（日本経済評論社・2003年）

五百旗真・伊藤元重・薬師寺克行編『90年代の証言 小沢一郎 ― 政権奪取論 ―』（朝日新聞社・2006年）

五百旗真・伊藤元重・薬師寺克行編『90年代の証言 森喜朗 ― 自民党と政権交代 ―』（朝日新聞社・2007年）

細川護熙『内訟録・細川護熙総理大臣日記』（日本経済新聞出版社・2010年）